

(1) 平成30年第1回市議会定例会の提出議案について（教育委員会関係）

議案番号	議案名	採決結果
議案第23号	川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全会一致)

議案審査：3月12日（月）文教委員会

◆議案第23号

〈質疑・答弁〉

●市内の学校新設時における建築費の1平米当たりの基準価格について

○学校新設に当たっての建築費は、統一的に設定された基準価格ではなく、個々の学校の建築条件及び建設時の労務単価等の変動に基づき算出している。

〈議案第23号の審査結果〉

全会一致原案可決

(2) 平成30年第1回市議会定例会の答弁について（教育委員会関係）

① 代表質問

	会派	議員名	内容	頁
代表 質 問	自民党	山崎議員	学校施設長期保全計画、トイレ改修について	4
			読書のまちかわさき 子ども読書活動推進計画について	5
	公明党	沼沢議員	部活動での体罰防止について	7
			学校司書配置について	7
			学校トイレの洋式化について	7
			教育施設の防災機能強化について	8
			給食費の公会計化について	8
			KPI（重要業績評価指数）について	9
			LINEを活用した「いじめ相談事業」について	10
	臨海部立地企業等による市立学校への学習機会の創出について	10		
	共産党	市古議員	スクールソーシャルワーカーについて	11
			就学援助について	11
			奨学金制度について	13
			医療的ケアの充実について	13
			中学校給食について	14
			学校給食費の公会計化について	14
			教職員の勤務時間の把握について	15
			少人数学級の推進について	15
	民進みらい	山田議員	子どもの貧困対策について	16
医療的ケアの充実について			16	

② 予算審査特別委員会

	質問日	委員名	内 容	頁
予 算 審 査 特 別 委 員 会	3月5日	末長委員	家庭教育支援の取組について	18
			全国体力・運動能力、運動週間等調査について	18
		春委員	アレルギー対策について	19
		市古委員	学校環境の整備について	20
		山崎委員	市民館の利用時間帯について	22
	3月6日	川島委員	教育施策におけるSDG'sについて	23
		大庭委員	働く権利やルールを学ぶ「出前講座」について	24
		石田委員	指定校の変更について	24
		露木委員	事務支援員、部活動指導員について	26
		木庭委員	地域の寺子屋について	27
			健康給食の推進について	29
	習熟の程度に応じた指導推進について		31	
	3月7日	野田委員	学校施設の環境整備について	32
		勝又委員	図書館司書について	32
			小中学校特別教室のエアコン設置について	34
		菅原委員	国際施策について	35
			平和学習について	37
		片柳委員	教育文化会館、労働会館のあり方について	37
		岩隈委員	英語教育について	38
	浅野委員	部活動について	39	
	3月8日	廣田委員	多摩区役所生田出張所建替えについて	41
			文化財保護について	41
		山田委員	学校体育館等の水銀灯対応について	42
		石川委員	性的マイノリティについて	42
		織田委員	教職員の職員配置にかかわる課題について	44
		沼沢委員	水泳教室について	46
		佐野委員	空調設備について	46

③ 代表質疑

	会 派	議員名	内 容	頁
	民進みらい	岩隈議員	教育委員会委員の任命について	47

■ 代表質問（２月２６日）自民党 ■

◆学校施設長期保全計画、トイレ改修について

◎質問

学校施設的环境整備については大幅に予算が拡充されました。本市の学校施設は築年数が30年以上を経過したものも多く、これまでも、学校施設長期保全計画に基づき教育環境の改善が進められています。来年度の取組として、校舎30校・体育館19校新たに再生整備と予防保全を併せて実施していくとありますが、具体的な整備内容や改修工事について伺います。

また、児童生徒・保護者からのニーズが高い学校トイレの改修を加速化し、平成34年度までに全校完了予定とのことですが、どのような整備手法で取組を実施していくのか詳細について併せて伺います。

また、来年度には新たに(仮称)小杉小学校新設工事が予定され、東小倉小学校、東陸口小学校、高津小学校等については校舎の増築設計が予定されています。昨今は防犯カメラに見るまでもなくカメラを駆使した技術の進歩は目覚ましく、既に一部の幼稚園においては園内の教室にカメラを取り付け、保護者が携帯電話で子供の様子を見られるような仕組みを取り入れているところもあります。教室にカメラを取り付けることでインフルエンザ等で休まざるを得ない生徒も授業の内容を知ることが可能であり、また、体育館に取り付けることで災害等の緊急時においても避難所の状況を目視で確認することが可能となります。情報技術を活用することにより、成長、成熟する都市の象徴としての先駆的な小学校を期待するものですが、見解を伺います。

◎答弁

はじめに、「学校施設長期保全計画」の具体的な整備内容につきましては、再生整備として築21年以上の校舎・体育館を保有する学校におきまして、屋根・外壁改修、トイレの快適化、エレベータの設置等を進めております。また、予防保全として築20年以下の校舎・体育館を保有する学校におきまして、屋根・外壁改修、照明のLED化等を実施しております。

次に、学校トイレの改修につきましては、平成20年度から「学校トイレ快適化事業」に取り組み、毎年7校で各校1系統ずつのトイレの快適化を実施するとともに、併せて平成28年度からは「学校施設長期保全計画」の改修工事において、全系統のトイレの快適化を進めてきたところでございます。

来年度からは、児童生徒等の要望が多いトイレの改修を加速し、校舎又は、体育館のトイレにおいて、快適化されていないトイレが残されている146校の全系統のトイレ約2,050箇所について、便器の洋式化、床のドライ化、照明のLED化等の改修工事を平成34年度までに完了する予定としております。

次に、病気等で休んでいる児童生徒への対応につきましては、健康の回復を最優先に、休んでいる期間は十分静養するよう指導しているところでございます。

また、学校では、教員と児童生徒、児童生徒同士の関わり合いを大切にして教育活動を展開しておりますので、例えば小学校では、休んでいる間も、クラスの児童が、学習内容や翌日の持ち物等が記載された連絡帳や連絡カード等を、配布物と一緒に自宅に届けたり、担任が、休んでいる児童の家庭へ連絡する際に、児童の病状を伺うとともに、連絡事項を直接伝えたりするなど、きめ細やかな対応に努めているところでございます。

このように、当日の学校の様子などを、クラスの児童や担任から聞くことで、休んだ児童が、不安を抱えることなく、「早く学校に行きたい」という気持ちになるよう、関わりを大切にしているところでございます。

なお、登校再開後につきましては、必要に応じて、放課後や長期休業日等に、教員が補習授業

を行うなど、休んでいた期間の学習を取り戻せるよう配慮しているところでございます。

教室へのカメラの設置や、各家庭への授業等の画像の配信につきましては、他の児童生徒や来校者のプライバシー保護などの課題もございますので、難しいものと考えておりますが、ICTを活用した学習環境の整備につきましては、教育の情報化が進むことにより、教育全体の質の向上が期待できることから、校舎内への無線LAN環境の構築など、いつでも必要なときに使用できる機器やネットワークの整備など、必要な取組を進めてまいります。

また、体育館へのカメラの設置につきましては、災害時の避難所運営は、市職員、避難所運営会議の方などが避難所の状況を確認しながら実施することとなっておりますとともに、避難所は不特定多数の方が生活する場所になりますことから、避難された方のプライバシーへの配慮など、様々な課題があると認識しているところでございます。

◆読書のまちかわさき 子ども読書活動推進計画について

◎質問

読書のまち・かわさき子ども読書活動推進計画(第3次)について伺います。

IT社会の急激な進展は、その一方で、活字離れを加速させ、とりわけ文学書や哲学書に対峙する若い人達の減少は、どこか寂しさを覚えるところでもあります。人が豊かに育つ上で大きな役割を果たす絵本や文学書・哲学書等との出会いは、家庭、友人や学校の先生等の影響によること大であることは言を待たないところです。

しかしながら現代の情報過多の環境の中での確に自分自身と向き合う事の出来る「本」に出会うことの難しさも一方であります。こうした中、学校図書館の役割が重要である事は言うまでもありませんが、司書教諭に特化されることなく、全ての先生が自ら「自分の推奨する本」を持ち合わせる事が肝要であり、全ての学校に司書教諭を配置する事より、むしろその方が真に読書のまち・かわさきに資するものと考えます。

哲学者カントの「人は人によって、人となる」という言葉がありますが、正に人は仲間と付き合い、読書や芸術作品に触れることによって、容易に察せられない微妙な事情。おもむきといった人情の機微に触れ、人としての幅や豊かさを身に付けていくものであり、物事を数値で表そうとすればするほど皮相的なものになり本質から乖離するものであります。

そうしたことを踏まえて、推進計画第2次の取組成果と課題、この計画策定の趣旨を伺います。

◎答弁

第2次計画の取組成果と課題につきましては、家庭における子どもの読書活動では、市立図書館や地域子育て支援センター等で、乳幼児向けのおはなし会や講座を開催するなど、読書普及活動を行ってきたところでございますが、乳幼児に向けた取組や保護者への啓発活動などが課題であると考えております。

地域における子どもの読書活動では、市立図書館において、「おはなし会ボランティア」へのおはなし会用図書セット等の貸出による支援などにより、読書活動の推進を図ってきたところでございますが、人材育成と連携の場づくりなどが課題であると考えております。

学校等における子どもの読書活動では、総括学校司書の配置により、市立図書館との連携が図られるとともに、学校司書の配置により、学校図書館の貸出数の増加等が見られたところでございますが、学校図書館における環境整備、蔵書の充実などが課題であると考えております。

啓発広報活動では、「子ども読書の日」において、児童生徒による読書啓発ポスターや標語等を掲載したカレンダー等の配布や、川崎フロンターレとの連携により、選手のオススメ本を紹介したリーフレットの作成や、人形劇やおはなし会を実施したところでございますが、大人への読書活動の啓発、各区の市立図書館の特色を活かした啓発広報活動などが課題であると考えております。

第3次計画策定の趣旨でございますが、これらの第2次計画の取組成果と課題を踏まえるとともに、新学習指導要領では、学校図書館の活用を図り、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」

の実現に向けた授業改善に生かすことや、地域の図書館等の施設の積極的な活用を図り、学習活動の充実を生かすことなどが示されていることから、学校教育での読書活動の充実はもちろん、発達段階に応じた読書活動、生涯学習としての読書活動についても、ますます重要となってくるものと考えているところでございます。

こうした状況の変化に対応し、これまでの取組を継続・発展させるため、第3次計画を策定するものでございます。

読書活動は、言葉や知識を学び、表現力や創造力を豊かにするとともに、本は子どもたちに夢や希望を与え、人生をより豊かに生きていくための力を身につけていく上で欠かせないものでございますので、今後とも、子どもの読書活動のさらなる推進に努めてまいります。

■ 代表質問（2月26日）公明党 ■

◆ 部活動での体罰防止について

◎質問

部活動での体罰防止についてです。

文部科学省では、「運動部活動での指導のガイドライン」を作成し、自治体に対し活用を求めています。部活動での体罰防止について、自治体が独自に作成する動きが広がり、都道府県と政令市の67自治体のうち32自治体が作成しています。本市の取組と今後の対応を伺います。

◎答弁

本市におきましては、平成25年7月と平成26年7月に「体罰の根絶に向けて」のリーフレットを作成し、全教職員に配布するとともに、校務支援システムにも掲載し、体罰防止の研修に取り組んでいるところでございます。

なお、部活動においては、平成25年5月に文部科学省が策定した「運動部活動での指導のガイドライン」を活用し、運動部活動の学校教育における位置付け、意義、役割についての理解を深めるとともに、生徒のよいところを見付け伸ばしていくコーチング理論などの効果的な指導方法について、各学校の運動部活動の顧問が集まる協議会や中学校体育連盟総会等において研修を行っているところでございます。

今後も、引き続き、体罰防止に向けた研修等を行い、部活動においても、生徒一人ひとりの心身の成長を育む適切で効果的な指導が行われるよう努めてまいります。

◆ 学校司書配置について

◎質問

今年度で学校司書配置モデル事業は終了となりますが、このモデル事業の成果と課題解決に向けた取組を伺います。

川崎教育プラン第2期実施計画では、平成30年度～33年度の取組で「学校司書等の適正な配置の推進」と曖昧な表現となっています。全校配置に向けた具体的な今後の対応を伺います。

◎答弁

はじめに、学校司書配置モデル事業の成果につきましては、児童一人当たりの図書貸出冊数や学校図書館の利用回数が増加するとともに、授業に使用する図書資料の準備や授業内容に関する図書コーナーの設置などの学習支援を学校司書が行うことにより、児童の学習活動が広がるなどの効果も見られたところでございます。

次に、課題解決に向けましては、「学校司書年間活動計画」をもとに、司書教諭や担任が学校司書との相談時間の確保や、より効果的な学習支援に向けた環境整備を進めるとともに、各学校において、新学習指導要領の全面実施に対応した学校司書の計画的な活用を進めてまいります。

次に、今後の対応につきましては、現在策定中の「かわさき教育プラン第2期実施計画」に基づき、小学校全校配置に向け、着実に取り組んでまいります。

◆ 学校トイレの洋式化について

◎質問

学校トイレの洋式化についてです。

新年度予算では、改修の加速化のため30校が計上され、平成34年度までに全市立学校のトイレの快適化を実施と明記されました。快適化の内容と、平成34年度までどのように進めてい

くのか、具体的に伺います。

◎答 弁

学校は児童生徒の生活の場であり、学校トイレの快適化は、児童生徒等からの要望が多いことから、来年度から、トイレの改修を加速するものでございます。

整備の内容といたしましては、校舎又は、体育館のトイレにおいて、快適化されていないトイレが残されている146校の全系統のトイレ約2,050箇所について、便器の洋式化、床のドライ化、照明のLED化等の改修工事を平成34年度までに完了する予定でございます。

◆ 教育施設の防災機能強化について

◎質 問

教育施設の防災機能強化についてです。特定天井改修、構造部材耐震化の進捗状況と今後の取組を伺います。

◎答 弁

はじめに、屋根材や梁から吊下げられている天井のうち、高さ・面積等が建築基準法施行令に定められている特定天井につきましては、今年度中に落下防止対策を完了し、特定天井に準ずる天井につきましては、来年度から対策を実施する予定でございます。

次に、非構造部材の耐震化につきましては、体育館、及び格技室の天井、照明、バスケットゴールの落下防止対策をすでに完了しており、現在、校舎の窓ガラスの飛散防止フィルムの貼付、及び教室の吊下げ照明の落下防止対策に取り組んでいるところでございます。

学校は、地域住民の避難所でもあることから、防災機能の強化は重要であると認識しておりますので、引き続き、その強化に努めてまいります。

◆ 給食費の公会計化について

◎質 問

給食費の公会計化についてです。

文部科学省は昨年11月、給食費の未納を減らすためコンビニ納付の活用を促す方針を固め、全国の教育委員会に対し、コンビニへの給食費の徴収委託業務が可能となる通知を発出しました。さらに学校教員の働き方改革では昨年末に緊急対策を公表し、中央教育審議会は学校や教員の役割分担を答申しました。この中では、「学校以外が担うべき業務」に「給食費等の徴収管理」が示されました。未納金削減、教職員の負担軽減、利用者にとっては利便性の向上が図られることから、公会計化と給食費コンビニ払い導入に向けた見解と取組を伺います。

◎答 弁

学校給食費の徴収・管理につきましては、文部科学省から通知された「学校における働き方改革に関する緊急対策」において、学校における業務改善の取組のひとつとして、示されたところでございます。また、来年度に「学校給食費の徴収・管理業務に関するガイドライン」の策定が計画されております。

本市におきましても、教職員の負担軽減はもとより、給食会計の透明性の確保、保護者の利便性向上は重要であるものと認識しておりますので、今後示される国のガイドラインや他都市の状況等を踏まえ、学校給食費のコンビニエンスストアでの納付など、徴収方法も含め、その在り方について、引き続き、検討してまいりたいと考えております。

◆ KPI（重要業績評価指数）について

◎質問

KPI(重要業績評価指標)についてです。

平成26年度から取り組んでいる教育ニーズへの対応について、支援の必要な児童の課題改善率、1,000人当たりの暴力行為発生件数、いじめの解消率、不登校児童生徒の出現率をそれぞれ平成33(2021)年度目標に数値設定されていますが、目標設定数値はどのように決定されたのか、また今年度の推計を含めた推移を伺います。

未達成が見込まれるケースの対応と取組を伺います。

◎答弁

「川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、指標として掲げられているKPIは、「川崎市総合計画」と同様の目標値を設定しているところでございます。

はじめに、目標設定の経緯についてでございますが、「支援の必要な児童の課題改善率」につきましては、平成28年度の児童支援活動推進校における課題改善率である95%を目指すものでございます。

「1,000人あたりの暴力行為発生件数」及び「不登校児童生徒の出現率」につきましては、各々の過去5年間で最も低い実績値を目標値としております。「暴力行為発生件数」では、平成27年度の実績値である6.88件を、「不登校の出現率」につきましては、小学校では、平成24年度の0.30%、中学校では、平成27年度の3.34%をそれぞれ目標値としております。

また、「いじめの解消率」につきましては、小学校では、全国平均を下回っているため、現状値の83.2%を踏まえまして、段階的に85.0%までの改善を目指し、中学校では、既に、全国平均を上回る数値を示しており、目標値を92.0%として、実績値の維持を目指すところでございます。

次に、これまでの推移につきましては、「支援の必要な児童の課題改善率」及び「いじめの解消率」、「1,000人あたりの暴力行為発生件数」につきましては、概ね改善傾向にございますが、「不登校児童生徒の出現率」につきましては、中学校では、長期的に減少傾向ながら、近年はほぼ横ばいとなっており、小学校では、増加している状況でございます。

今後は、目標値の達成に向け、総合計画における「まちづくりの基本目標」やかわさき教育プランの「基本理念及び基本目標」の実現に向け、教育施策を着実に推進するとともに、課題改善を目指しPDCAサイクルを運用する中で、一人ひとりの教育的ニーズへの対応につきまして、各学校及び関係機関と連携・協力を深め取り組んでまいります。

◎再質問

教育的ニーズに関する指標について再度伺います。

目標設定の経緯についてです。それぞれの目標値は、過去5年間の最低値や平成27年度の実績値、あるいは全国平均値が基本となるなど、一律に決定されていないことが明らかになりました。しかしながら、達成できそうな数値を都合よく掲げているに過ぎません。それぞれの課題に対する目標値についての見解と達成に向けた取組、達成後の新たな目標値設定の考え方を伺います。

◎答弁（教育長答弁）

「川崎市総合計画」の成果指標や「かわさき教育プラン」の参考指標は、各計画における教育施策の進捗状況を客観的に評価するための目安としての役割を持つものでございます。このたびの計画策定に当たりましては、第1期実施期間において達成した指標につきまして、更なる改善を目指す一方、達成に至らなかった指標につきましては、改めて、その数値を指標として設定し

たものでございます。第2期実施計画期間におきましては、設定した指標の達成に向けて一つの教育施策を着実に推進してまいります。

また、その後の新たな目標の設定につきましては、各年度の評価結果を積み重ねるとともに、長期的な数値の動きから、社会的な背景を推し量るなど多面的な分析を交え、新たな課題や状況の変化を踏まえて設定をしております。

◆ LINEを活用した「いじめ相談事業」について

◎質問

LINEを活用した「いじめ相談事業」についてです。

長野県教育委員会が、LINEによるモデル相談事業の実績を発表しました。LINEの相談専用アカウント「ひとりで悩まないで@長野」で中高生の悩み相談を受け付けたところ、2週間で1,579件のアクセスがあり、時間外のアクセスを含めると約3,500件に上ったとの報道がありました。

10人の専門相談員が対応し、アクセスの3分の1に当たる547件の相談に乗ったそうです。前年度1年間の電話相談259件を軽く上回りました。

文部科学省は、交流サイト（SNS）を活用して子供からいじめなどの相談を受ける事業の導入経費として、2017年度補正予算案に当初1億円10カ所の予定を、拡大して25カ所2億5千万円を盛り込む方針を決めました。参加する自治体や教育委員会を募り、全国25カ所程度で事業を始めるとのことです。

国の補正予算を受けての相談事業について、導入を図るべきですが、見解と取組を伺います。

◎答弁

最近の若年層にとって身近なコミュニケーション手段の一つとして、SNSが活用されていることは認識しているところでございます。

LINEなどのSNSを活用した相談につきましては、先行して実施している自治体では、多くの相談が寄せられるメリットもある一方、その後の継続的な相談につなげることの難しさや、相談内容に応じて多様な対応が必要となるなどの課題もあると認識しております。

今後、SNSを活用した相談の在り方について、慎重に調査研究を進めてまいりたいと考えております。

◆ 臨海部立地企業等による市立学校への学習機会の創出について

◎質問

将来を見据え、市民の理解やシビックプライドを向上させるために、新年度から企業と連携して市内学校への学習機会の創出に取り組むとしてます。具体的な対応を伺います。

◎答弁

児童生徒が本市のもつ特色や課題に対して興味・関心を深めるために、臨海部立地企業等の見学や、先端医療等を研究する企業による出前授業などは、とても有効であると考えております。

各学校の教育課程を踏まえた効果的な取組を支援するため、関係部局と連携し、臨海部立地企業等の持つ優れた先端技術や環境技術などを地域資源として活用してまいりたいと考えております。

■ 代表質問（２月２７日）共産党 ■

◆ スクールソーシャルワーカーについて

◎質問

沖縄県では「子ども未来政策課」を設置、中に教育委員会との併任職員を配置し学校における生活困難世帯の子どもへの具体的な支援を行っています。札幌市は新年度、貧困問題に専門的に対応する「こどものくらし支援担当課」を新設、学校等との連携を強化し、教員の情報をもとにソーシャルワーカーが家庭訪問し、経済的な理由で食事や学習が不十分な子どもをいち早く見つけ、市や民間団体の支援につなげるといいます。そのために、ソーシャルワーカーを増員する計画とのことです。本市のスクールソーシャルワーカーは、川崎区に２人、その他の区は１人配置されていますが、児童生徒の増加や実態調査から援助希求行動が弱いことが指摘されていることから、増員し、専門部署と連携した取組を行なうべきと考えますが伺います。

◎答弁

本市におきましては、平成２１年度よりスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用して、課題を抱える児童生徒への支援を行っており、中学校のスクールカウンセラーや、今年度よりすべての市立小学校において専任化した児童支援コーディネーター等と共に、学習や生活等の課題を適切に把握し、関係局区や関係機関等の必要な支援につなげるなどの対応をしております。

今後も、区役所の地域みまもり支援センターはもとより、こども家庭センターや児童相談所等とのネットワークを活用し、貧困の問題を抱えた児童生徒を含め、一人ひとりのニーズに合った支援につなげるなどの対応を、引き続き、行ってまいりたいと存じます。

◆ 就学援助について

◎質問

沖縄県は、貧困世帯にもかかわらず「就学援助制度を知らなかった」ために「利用しなかった」方が２０％いたことを正面から受け止めて、就学援助制度を子どもの権利として知らせるため、TV やラジオ CM、コンビニのレジ前やトイレなどにも名刺大のミニチラシを置くなど、子育て世帯にとどまらず全市民的に周知しています。本市は、就学援助の申請書を全世帯に配布して全員から回収するという方法を取っていますが、それでもなお、条件を満たす世帯のうち「就学援助を受けていない」世帯が５１％にのぼっています。引き続き、すべての世帯に制度を知らせ申請ができるように取組むとともに、沖縄県のように全市民的な周知を行うべきです。伺います。

全国調査では、生活保護の基準額に係数を掛ける方式の市町村のうち、係数が１.２倍を超える市町村は４８.９％で、１.０倍の本市を含め１.１倍以下の自治体はわずか１１％しかありません。子ども若者調査の分析結果では、貧困の連鎖を防ぐために既存制度の拡充が必要だと結論付けられましたが、認定基準の係数を少なくとも１.２倍に拡充すべきです。伺います。

◎答弁

はじめに、就学援助制度の周知についてでございますが、本市においては平成２６年度以降、就学援助の申請漏れを防ぐことを目的として、年度当初に、申請書とお知らせを一体化した「就学援助制度についてのお知らせ」を、児童生徒全員に配布し、就学援助を必要としない方も含めて全員から回収するなど、制度運用の改善を図ってきたところでございます。

教育委員会といたしましては、保護者に就学援助制度を正しく理解していただくことは重要で

あると考えておりますので、小中学校の入学説明会や、市政だより、ホームページなどを活用し、引き続き制度の周知に取り組んでまいります。

次に、生活保護基準額に乘じる倍率についてでございますが、各自治体が採用している倍率や、参照している生活保護の扶助の種類はさまざまでございますので、単純な比較はできませんが、本市が採用している基準額は要保護者に準ずる程度に困窮しているという観点から必要な水準を満たしているものと考えております。

また、認定基準を超過した場合につきましても、家計の急変や高額な医療費を支払うなど困窮の実態を考慮し、特別な事情があると認められた場合は就学援助費を支給しております。

制度の拡充についてでございますが、新入学児童生徒学用品費につきましては、今年度から、支給単価の増額改定を実施し、また、新たに中学校1年生となる児童の保護者に対して、入学前の3月に支給することといたしました。加えて、来年度からは、新たに小学校1年生となる就学予定者の保護者に対しても、入学前の3月に支給を予定しております。今後も引き続き、保護者のニーズに沿った制度の充実に向けた検討を、進めてまいりたいと考えております。

◎再質問

生活保護基準の1.0倍という認定基準は「要保護者に準ずる程度に困窮しているという観点から必要な水準を満たしている」という答弁でした。本市の「子ども若者生活調査」では、貧困線を下回る子どもの割合を7%と推計しました。しかし国の調査では子どもの貧困率は13.9%とされています。議会主催学習会で講演された首都大学東京の阿部彩教授は、東京都の「子どもの生活実態調査」を紹介しました。東京都の調査では、困窮層と周辺層をあわせた「生活困難層」は小学校5年生で20.5%、中学校2年生では21.6%にのぼり、阿部教授はこの2割にのぼる「生活困難層」への対策が必要だ、と強調されました。そして、医療費の軽減、就学援助制度をしっかりと届けることなど、市役所のすべきことをしっかりとやるべきだ、と指摘されました。

都の調査の結果も受けて「子どもの貧困対策に関する計画」を作成して取組みを始めている東京都大田区は、就学援助の認定基準を生活保護基準の1.2倍としています。小学校の就学援助の認定率は、本市の9.5%に対し大田区は20.8%、中学校は本市12.5%に対し32.1%です。本市の2倍以上という認定率は認定基準の高さに要因があるのではないのでしょうか。本市もせめて認定基準を1.2倍として、対象を広げるべきです。伺います。

また大田区は、生活保護基準の切り下げに対しても連動しないようにしている、とのことですが、本市も同様に、生活保護基準の切り下げが行われたとしても連動しないようにするべきですが、伺います。

◎答 弁

はじめに、生活保護基準額に乘じる倍率についてでございますが、本市においては、従来から要保護者に準ずる程度に困窮しているという観点から、生活保護基準額の1.0倍を適用しているところでございます。認定基準を超過した場合につきましては、家計の急変や高額な医療費を支払うなど困窮の実態を考慮し、特別な事情があると認められた場合には就学援助費を支給しておりますことから、就学援助を必要とする世帯に対し、必要な援助が行き渡っているものと考えております。

次に、生活保護基準額の見直しについてでございますが、就学援助におきましては、要保護者に準ずるという観点から、従来から国による生活保護基準額の見直しに伴い、本市の就学援助の認定基準額を連動させてきたところでございます。今後につきましても、国や県及び他都市の動向を注視しながら、適切な援助のあり方について検討してまいります。

◆ 奨学金制度について

◎質問

奨学金制度についてです。

高卒で正社員として就職するのは45%、中卒と高校中退では8%といわれます。子ども若者調査でも貧困線以下の世帯のうち「進学を諦めた」「中退した」「今後その可能性がある」と回答した方が半数です。分析結果報告書が貧困の連鎖を防ぐために提起した「教育費の負担軽減策の拡充」を具体化すること、相模原市が踏み出したように貧困世帯全体に高校奨学金を拡充することがどうしても必要です。伺います。

現在の本市の大学奨学金は、短大・専門学校などは対象外となっています。経済的に厳しい世帯からの短大・専門学校への進学に対しても新たに負担軽減策に踏み出すべきです。伺います。

◎答弁

はじめに、高等学校奨学金につきましては、本制度は、能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な生徒に対し、奨学金を支給することを目的としたものであり、一定の成績要件の設定は、制度の趣旨に照らし必要であると考えているところでございます。今後も、国や県等による経済的負担の軽減施策の動向を踏まえながら、引き続き、適切な修学支援を行ってまいります。

次に、大学奨学金につきましては、本制度においては、「学校教育法第83条の大学」に在学していることを、奨学生の資格として定めているところでございますが、現在、国における大学奨学金事業や他都市の取組も踏まえながら、支給形態、資格要件、募集要件などの見直しも含め、引き続き、検討を進めてまいります。

◆ 医療的ケアの充実について

◎質問

新年度予算案が前年度1,600万円余から4,200万円の2.6倍に増額され、児童生徒の状況に応じた対応がされるとのこと。看護師の学校訪問の考え方と内容、体制について伺います。

その場合、対象となる保護者との医療的ケアの内容などのきめ細やかな話し合いと担任を含む学校側との連携、調整を丁寧に行なうべきですが伺います。

現在、小中学校と同様な内容で医療的ケアを実施している学校があると思いますが伺います。

そうした学校について新年度の対応について具体的に伺います。

◎答弁

小中学校等における医療的ケア支援事業につきましては、これまで、保護者の負担軽減を目的に、1回90分を週2回、又は1回180分を週1回、訪問看護ステーションの看護師が、対象の学校を訪問してまいりましたが、来年度からは、一人ひとりの医療的ケアの状況に応じ、看護師が訪問できるよう、30分を単位とし1日に必要な回数を実施し、週最大5日まで対応できるよう拡充してまいります。

訪問看護ステーションによる対応が困難な場合には、例外として非常勤看護師の配置により対応してまいります。

拡充にあたりましては、家庭での医療的ケアの状況を確認する必要があることや、複数の訪問看護ステーションがかかわる可能性があることから、医療的ケア担当教員、看護師、保護者などによる医療的ケア校内委員会を設置し、役割分担や年間計画を確認するなど、校内支援体制の整備に努めてまいります。

また、中央支援学校や聾学校につきましても、対象児童生徒が在籍する場合には、来年度から

小中学校と同様の対応を図ってまいります。なお、現在、中央支援学校において、小中学校と同様の医療的ケアを実施しているところでございます。

◆ 中学校給食について

◎質問

健康給食の推進として(株)タニタとの包括協定に基づく健康プログラムを実施するとあります。望ましい食生活、食習慣は心身の健康の源です。まさに学校教育の一環として、小中9年間にわたる体系的・計画的に食育の推進を行うには中学校給食において栄養士の配置こそ進めるべきです。自校調理方式の4校には、それぞれ学校に栄養士が配置され、生徒が給食を食べているところを直接見て歩き、適切な言葉をかけ、専門職として生きた食育を行なうことができます。しかし、給食センター方式では学校現場に栄養士は配置されておりません。センター方式の中学校において食育をどのように現在行っているのか伺います。

中学校給食における栄養士は約34,000食に15人、小学校の給食は自校調理113校、約77,000食に80人です。小中9年間を体系的に、計画的に進めるには中学校を巡回し食育指導を行なう栄養士を少なくとも各区に複数の配置をすべきと考えますが伺います。

◎答弁

はじめに、学校給食センター配送対象校における食育推進についてでございますが、給食時間における給食指導のほか、保健体育科、技術・家庭科等の各教科や特別活動の時間を活用しながら、従前から学校全体で計画的に行っているものでございます。

また、このような各学校での取組に加え、新たに学校給食センターに配置した学校栄養職員等が、「給食センターだより」の配布や学校訪問等を通じて、さらなる食育の充実を図っているところでございます。

次に、学校栄養職員等の配置についてでございますが、中学校給食の実施に伴い、自校方式2校及び小中合築校方式2校に計4名を配置しており、3か所の学校給食センターにつきましては、指導主事を含め計11名を配置しているところでございます。

◆ 学校給食費の公会計化について

◎質問

文部科学省は2015年「次世代の学校指導体制強化のためのタスクフォース」を設置し、教員が子どもたちと向き合える環境整備を推進するとしました。学校給食費の徴収・管理の責任について、学校現場の負担軽減の観点から、教員の業務としてではなく、学校を設置する地方自治体が自らの業務として負っていく事が望ましいと述べ、地方自治体の会計ルールの整備や徴収員の配置の促進、徴収・管理システムの整備等地方自治体が必要な環境整備を促進する必要があるとしました。更に2017年12月中央教育審議会の「学校に置ける働き方改革に関する総合的な方策についての中間まとめ」においても、「地方公共団体が担っていくべきと考える」としてまいります。私たちは学校給食費の公会計化を求めてきましたが、実施に向けた検討状況を伺います。

◎答弁

学校給食費の徴収・管理につきましては、文部科学省から通知された「学校における働き方改革に関する緊急対策」において、学校における業務改善の取組のひとつとして、示されたところでございます。また、来年度に「学校給食費の徴収・管理業務に関するガイドライン」の策定が計画されております。

本市におきましても、教職員の負担軽減はもとより、給食会計の透明性の確保、保護者の利便性向上は重要であるものと認識しておりますので、今後示される国のガイドラインや他都市の状

況等を踏まえ、引き続き、検討してまいりたいと考えております。

◆ 教職員の勤務時間の把握について

◎質問

教職員の勤務時間を適正に把握するためのICカード、タイムカード等に切替える事について求めてきましたが、新年度の対応について具体的に伺います。

◎答弁

教職員の勤務時間の適正な管理は、教職員の健康管理や校長による学校マネジメントを行う上で、大切なことと認識しております。

現在、教職員の出勤管理は、全庁的なシステムである職員情報システムを利用して運用しております。

市職員の出退勤時間の登録管理につきましては、現在の職員情報システムの改修により対応することが予定されておりますので、教職員についても、これに併せて対応できるようにしてまいりたいと考えております。

◆ 少人数学級の推進について

◎質問

既に16政令市が中学校含めて川崎より進んだ少人数学級を実施、仙台市は18年度に中学1年生から2年生に、19年度に中学3年生へと35人以下学級を拡充することです。私たちは、権限が委譲された今こそ、他の多くの政令市のように計画的に35人以下学級を進めるべきと主張し、せめて小学3年生及び近年、不登校児童が小学6年生の時の3倍にも増える中学1年生の35人以下学級を実施すべきと求めてきました。2017年度、小学校113校中、3年生の全クラスが36人以上のクラスは22校、中学校52校中1年生も同様の学校は20校です。これを基準にするならば計42人の教員を増やすだけで小学3年と中学1年は全て35人以下学級にできるのです。国の義務標準法の改正等を待たないで、まずは、小学校3年生と中学校1年生の35人以下学級を進めるべきです。伺います。

現在、本市の少人数学級は各学校の実情に応じて「指導方法工夫改善定数」を学級担任に振り分けて実施していますが、習熟度別や少人数指導等にも選択して活用しています。新年度、そのための加配教員や非常勤講師を増やす計画か伺います。

増やすのであれば人数と活用について伺います。

◎答弁

小学校3年生以上の少人数学級につきましては、各学校が実情に応じて指導方法工夫改善定数を学級担任に振り分けて活用するなどして実施しておりますが、児童生徒の習熟度に応じた指導や特別な教育的ニーズに対応するため、指導方法工夫改善定数を活用して少人数指導やティーム・ティーチング等も実情に応じて選択できるようにしているところでございます。

このように少人数学級を含め、きめ細やかな指導が行えるよう、加配教員や非常勤講師を効果的に配置することにより、引き続き、各学校の実情に応じた教育環境の一層の充実を図ることが重要であると考えております。

今後、さらなる少人数学級の実施の拡大を図るためには、国による義務標準法の改正を含む定数改善計画の策定、実施が必要となることから、引き続き、さまざまな機会を通じて国に強く要望してまいります。

■ 代表質問（2月27日）民進みらい ■

◆ 子どもの貧困対策について

◎質問

「(仮称)川崎市子ども・若者の未来応援プラン」素案に関連して再質問いたします。

先の質問で、こども未来局長から「子ども・若者生活調査」においては、所得の水準により、学習の環境や理解度に差異が生じていることが把握されたところでございますので、教育委員会事務局等と情報を共有するとともに、引き続き、改善に向けた施策の充実に努めて参りたい」との答弁がありました。

しかし、これまでの質疑にむけてのヒアリングのなかでも、この「教育委員会事務局等と情報を共有するとともに、引き続き、改善に向けた施策の充実に努める」という具体的な内容と行動が不透明であります。教育委員会からは、「学校現場においては、所得水準によって支援の対象を絞ることは、貧困のレッテルを貼ることになりかねない」とか「実際に個々」の生徒指導を行う学校現場では、所得水準によって、学習上の課題について対象児童生徒にアプローチすることには、慎重にならざるを得ない」といった教育委員会からの意見を聞いてきました。国の大綱においても、貧困対策は「学校をプラットホームに」との基本が示されています。「所得の水準により、学習の環境や理解度に差異が生じていることが把握された」との調査結果に基づく知見について、教育委員会事務局は、「関係他局とどのように情報を共有し、どのように改善に向けた施策の充実に努めていくのか」具体的に伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

はじめに、「子ども・若者生活調査」の調査結果につきましては、「川崎市こども施策庁内推進本部会議」において全庁的に共有されており、理解しているところでございます。また、「所得水準と学習の環境や理解度との関係」を含む、具体的な分析結果につきましては、合同校長会議や指導主事会議等の場におきましても、その概要について説明を受け、認識を深めております。

こうした調査に基づく詳細な分析結果につきましては、必要な対策を検討する上で貴重なデータと認識しており、教育委員会といたしましても、管理職研修をはじめ教職員研修等において、教職員が子ども・若者の生活実態について理解を深めるなど、有効に活用してまいります。

次に、関係局区との連携につきましては、相互に有する情報の共有化を進めることにより、より効果的な施策の推進に重要なものと考えております。

具体的には、こども未来局所管による「川崎市ひとり親家庭等生活・学習支援事業」において、当該事業の対象となるエリアに所在する学校との間で、支援を要する児童に関する情報の共有や事業内容の紹介などを含めた連携を図っている事例がございます。

今後は、健康福祉局所管による生活保護受給世帯の中学生を対象とした「学習支援・居場所づくり事業」においても、児童生徒や保護者のプライバシー等に配慮しながら、適切な情報共有の在り方について、検討してまいります。

◆ 医療的ケアの充実について

◎質問

市長の施政方針の中で「医療的ケアを必要とする児童生徒の状況に応じた対応が可能となるよう、看護師の学校訪問回数を増やすなど、制度の改善を図る」と示されました。

これまでの一人あたり週3時間の看護師派遣回数及び時間をどのように、子どものニーズに応じて見直すのか、一単位の時間と週の派遣回数について伺います。

来年度の新学期において継続して医療的ケアを必要とする児童・生徒は11名在籍していると仄聞します。4月当初の新学期スタート時点から、新たな医療的ケアサービスを提供できるのか伺います。

次に、医療的ケアの必要が頻回、または不定期な児童・生徒に対応する看護師の確保について訪問看護ステーションに業務委託する以外に、地域の潜在看護師の発掘、活用を提案してきました。「関係局と協議する」との答弁がありました。現在の教育委員会としての見解を伺います。

◎答 弁

来年度の小中学校等における医療的ケア支援事業につきましては、一人ひとりの医療的ケアの状況に応じた看護師の訪問ができるよう、30分を単位とし1日に必要な回数を実施し、週最大5日までニーズに応じた日数の訪問ができるよう拡充してまいります。

今年度から継続して医療的ケアが必要な児童生徒への新制度の開始時期につきましては、事業の拡充に伴い、家庭での医療的ケアの状況を確認する必要があることや複数の訪問看護ステーションがかかわる可能性があることなどから、安全な実施に向けた校内支援体制を整備するまでの間、従来の制度を継続して対応することとし、遅くとも6月開始を目途に準備を進めてまいります。

また、訪問看護ステーションによる対応が困難な場合には、例外として非常勤看護師の配置を計画しており、その際の看護師確保については、市のホームページの掲載やハローワークを活用して、公募によって広く人材を求めてまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会（3月5日）自民党 末永委員 ■

◆ 家庭教育支援の取組について

◎質問

本事業費における平成30年度予算額は278万7,000円、対して平成29年度予算額は289万7,000円。そもそも私は、家庭教育支援と言う極めて重要な取り組みが300万円の予算額を下回っていると言うことに対し少ないと考えておるわけではありますが、前年度予算から比べても11万円も減らされています。その理由ならびに平成30年度の取り組みについて伺います。

また、平成28年度は中原工場協会と連携して、夜間の家庭教育支援講座を開催され、私も参加させていただきました。出席者からどのような評価の声があり、それをもとに今後どのような方針のもと、取組をしていくつもりか併せて伺います。

◎答弁

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、本市では市民館等における家庭・地域教育学級の開催や、PTAの企画運営による家庭教育学級への講師派遣等を通して、家庭教育を支援するための学習機会の充実を図り、家庭の教育力の向上に努めているところでございます。

また、仕事を持つ保護者や、これまで市民館等における各種事業を受講できなかった方々への支援として、平成28年度には、企業との連携による家庭教育支援講座を実施いたしました。参加者のアンケートには、「子育ての経験の有無に関わらず、家庭教育の大切さを知った」、「同様の講座を続けてほしい」といった御意見とともに、あわせて「参加しやすい日時にしてほしい」などの御要望が寄せられたところでございます。

今年度につきましては、啓発活動として、川崎信用金庫とセレサ川崎農業協同組合の御協力により、家庭教育の啓発リーフレットを、市内の各支店でも配布するとともに、企業との連携事業として、民間企業2社に出向き、それぞれの社員を対象に、家庭教育の大切さ等をテーマとした講座を、今月中に実施する予定であり、働く方々の身近な場での学習機会の確保に取り組んでいるところでございます。

来年度に向けましては、引き続き、PTAに対して、効果的な家庭教育学級の実施について支援するとともに、企業との連携事業につきましては、協力企業の拡充等に努め、これまで講座に参加いただいた方々の御意見等を踏まえながら、内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

なお、来年度予算案におきましては、今年度の実施状況を踏まえ、家庭教育推進事業の実施に必要な経費を計上したところでございます。

◆ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査について

◎質問①

先般、スポーツ庁が公表した小学5年生と中学2年生を対象とした「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」において、神奈川県は前回8種目の合計点の平均が、男女いずれも全国を下回ったとのことであります。中2男子は2年連続で47都道府県の中で最下位とのことです。さらに本市の中学2年生は男女ともに全国20政令市の中で最下位、ということで大変驚きました。

本結果を本市はどう総括しているのか、要因について伺います。

◎答 弁

スポーツ庁が毎年実施している本調査は、児童生徒の体力や運動習慣、生活習慣等を把握し、学校における体育・スポーツ活動の充実や健康の保持増進に関する指導などに役立てることを目的として実施しているものでございます。

調査結果を昨年度と比較いたしますと、本市においては、小学校男子と中学校女子が昨年度の結果を上回るなどしており、直近5年間では、向上する傾向であります。依然として、児童生徒の体力合計点の平均値は、全国平均値には及ばない結果となっております。

この結果の要因といたしまして、体育の授業等の取り組みが進んでいない年度当初の早い時期に計測していることにより、児童生徒が体力テストの測定項目に不慣れであったり、十分に目的を説明できなかったりする状態で計測していることなども要因の一つと考えております。

◎質 問②

改善にむけた今後の具体的な取組について伺います。

◎答 弁

児童生徒の「健やかな心身」を育成するために、たくましく生きるための健康な体や体力を育てていくことが重要であると考えております。

教員が調査の目的を理解し、児童生徒に適切に指導を行うとともに、自己の体力を分析できる記録カードを工夫するなど、児童生徒が自らの健康・体力に関心を持ち、目的意識を持って調査に臨めるよう取り組んでまいりたいと考えております。

◎質 問③

結果の要因として年度当初の早い時期に計測していることによるものとの答弁はあまりにも分析力に欠けているのではないかと感じてしまいますが、教育長も同じようにお考えでしょうか、今後の総括的取組についても併せて伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

本市の児童生徒の調査結果につきましては、たいへん重要な課題であると認識しております。

私は日頃、子どもたちの運動面における様々な活躍を見てまいりましたが、小学校ではキラキラタイムの取組などにより、運動の習慣化が図られていること、中学校では運動部活動の入部率が高い割合にあることなど、運動意欲は高く、運動習慣も身につけているものと捉えております。

また、中学生の全国大会をはじめ、各種競技大会で活躍するなど、高い運動能力も認められているところでございます。

しかしながら、こうした状況が調査結果には結びつかない要因があると存じますので、さらに考察を深め、必要な方策を講じ、子どもたちが生涯にわたって健やかに生き抜くため、健康で活力ある生活の基礎を育ててまいります。

■ 予算審査特別委員会（3月5日）公明党 春委員 ■

◆ アレルギー対策について

◎質 問①

学校保健費のうち環境衛生費について伺います。

児童生徒等が多く時間を過ごす学校において、室内空気質による健康障害を発生させないため、予防的な取組みが大切です。本市においても、これまで、学校の教室等における室内空気質による健康障害の「シックハウス症候群」の対策を行ってきました、現状と取組について伺いま

す。

◎答 弁

文部科学省では、子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保し、健康的な学習環境を確保するために維持されることが望ましい基準として、「学校環境衛生基準」を定めております。この基準では、児童生徒等が学校で不快な刺激や臭気を感じ、状況によってはシックハウス症候群の発生原因になるとされている揮発性有機化合物の検査を行うこととされております。

教育委員会におきましても、毎年、全校で揮発性有機化合物の「ホルムアルデヒド」及び「トルエン」の2項目について検査を実施し、基準に適合することを確認しており、この測定結果を本市のホームページで公開しております。

また、「市立学校における室内化学物質対策マニュアル」を各学校に配布し、教職員等に室内空気環境の異常の有無や、児童生徒の健康状態の把握に努めることなど、周知を図っているところでございます。

◎質 問②

また、シックハウス症候群とよく似た病気として極微量の化学物質に反応する「化学物質過敏症」があります。「化学物質過敏症」は未だ解明できていない部分が多く存在し、多様な見解が示されているため、認識の違いや誤解などから不安を引き起こすことがあります。その為、学校全体や教育委員会等の組織の連携が必要です。該当児童生徒が出た場合の対応と今後の取組について伺います。

◎答 弁

市立学校では、児童生徒から化学物質過敏症、または似たような症状の相談を受けた場合は、文部科学省作成資料「健康的な学習環境を維持管理するために」に基づき、児童生徒の状況に応じた個別の配慮を行うなどの対応を行っております。また、教育委員会事務局からも学校に対し必要な情報提供を行っております。

化学物質過敏症については、メカニズムや診断・治療方法は確立しておらず、厚生労働省等において、調査研究が行われておりますので、引き続き、その動向を注視してまいります。

■ 予算審査特別委員会（3月5日）共産党 市古委員 ■

◆ 学校環境の整備について

◎質 問①

川崎の不登校児童・生徒が依然として減少しないことについてです。

2012年度と2016年度を比較すると、小学校6年生で52人から124人と72人増え、中学校では1年生で248人から273人へ、2年生では366人から400人へ、3年生では396人から443人へと、減るところか毎年増え続けています。さらに、2016年度中学1年生の不登校生徒数は273人、前年6年生の不登校児童数は90人ですから、小学校から中学校で不登校数が約3倍に増えています。それが、2年、3年生に学年が上がるたびに増えていく、まったく改善していません。ここ5年間をみてもほぼ同様な状況です。

この間、教育委員会としても様々な取り組みはされてきたとは思いますが、現実には深刻な事態だと思えます。このことへの認識とこの間の不登校児童・生徒を減らす対応はどうしてきたのか、伺います。

◎答 弁

平成28年度の「市立中学校における児童・生徒の問題行動等の状況調査結果」では、不登校児童生徒数は、小中学校ともに過去5年間で最も多くなっており、対応を進めているところでございます。

不登校の要因につきましては、近年、本人の不安や無気力といった傾向が強く表れてきており、生活環境の変化や友人関係をめぐる問題が絡み合うなど、多様かつ複雑であると考えております。

不登校児童生徒への対応につきましては、「不登校を問題行動として判断せず、多様で適切な教育機会の確保が必要である」との昨年度の文部科学省の通知を踏まえ、学校が登校するという結果のみを目標とせず、継続的な支援に重きを置いてきているところでございます。

本市では、各学校におきまして、これまで担任や児童支援コーディネーター等が家庭訪問をし、児童生徒の状況に応じて、相談室等の教室以外の場所において、学習できるように工夫しているところでございます。

また、適応指導教室「ゆうゆう広場」や「不登校家庭訪問相談」を利用している児童生徒に対しましては、必要に応じてICTの活用を行うなど、学習環境の整備に努めているところでございます。

今後も、各学校が、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するなど、家庭や関係機関と連携し、一人ひとりの状況に応じた児童生徒の将来の社会的自立に向けた多様な支援を行うことが大切であると考えております。

◎質 問②

不登校児童生徒は過去5年間で最多になっていると答弁されました。小中学校の35人を超す過大学級がある学校も事前に調べてみました。2017年度5月1日現在で、小学校では6年生で36人を超す学級がある学校は14%ですが、中学生になると急激に増えて、1、2学年では40%、3年生では50%程度が過大規模学級になっています。中学1年生になると1クラス35人を超える学級数が増大してくる、これだけ不登校生徒が増えるということは、そのようなことも中1ギャップにうまく対応できない要因ではないかと思いますが、見解と対応を伺います。

◎答 弁

中学校1年生における不登校生徒数は、前年の小学校6年生時点の不登校児童数と比較して、顕著な増加がみられます。その背景につきましては、環境の大きな変化や、生徒が内面に抱えている中学生特有の悩みや不安等、様々な要因があると考えております。

本市におきましては、中学校の教員が小学校で授業を行ったり、小学校の教員が中学校の学校行事や授業に参加するなどの取組や、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導の充実のための少人数学級・少人数指導を推進しているところでございます。

今後も、一人ひとりの生徒が抱えている悩みや不安、家庭の環境等を情報共有し、学校が組織的に対応していくことが大切であると考えております。

◎質 問③

いまの答弁で不登校生徒数が中学1年生で顕著な増加がみられます、と答弁されました。本来でしたら、小学校で不登校だった児童が、中学校という新しい環境のなかで、登校してみようか、不登校が減るのが教育の力だと思うのです。この間視察をさせていただいた他都市でも、不登校問題を深刻に考えて、いろいろな努力をされていました。多くの都市で様々な取り組みと同時に中1ギャップを少しでも解消しようと、取り組んでいたのが、少人数学級の実現でした。仙台市では不登校対策を講じるのと同時に、新年度、教職員配置を拡充し、35人以下学級も中学2年生へと拡充させます。川崎では中学校になると過大学級がこんなにあるのに、他都市のように少

人数学級の実現に正面から対応ができないのでしょうか。伺います。

◎答 弁

少人数学級を含め、少人数指導等、きめ細やかな指導が行えるよう、引き続き、各学校の実情に応じた教育環境の一層の充実を図ることが重要であると考えております。

今後、さらなる少人数学級の実施の拡大を図るためには、国による義務標準法の改正を含む定数改善計画の策定、実施が必要となることから、引き続き、指定都市教育委員・教育長協議会、指定都市市長会等さまざまな機会を通じて国に強く要望してまいります。

◎質 問④

教職員の深刻な長時間労働の実態の問題です。

2017年の4月から6月までの「正規の勤務時間以外の勤務時間に関する調査結果」をみました。全教員5,755人中、回答率は約86%ということです。そのなかで、教員の最多時間外勤務は小学校で195時間、中学校で196時間という実態が明らかになりました。時間外労働を2か月平均80時間以上したという教職員は2015年度の89人から2017年度は297人と3倍に増えています。調査は自己申告で「実態とのかい離」はありますが、教職員の異常な長時間勤務の実態は、明らかではないでしょうか。この4月からの「長時間勤務の解消」に向けて、いまこそ早急かつ抜本的な解消策が求められていますが、その具体的な対応を伺います。

◎答 弁

平成29年の4月から6月までにおける教員の「正規の勤務時間以外の勤務時間に関する調査」の結果では、1か月当たりの正規の勤務時間を超える勤務時間は、小学校におきましては平均33時間5分、中学校におきましては平均39時間28分と把握しているところでございます。

教員の長時間勤務が指摘される中、教員が子どもと向き合う時間の確保や負担軽減は喫緊の課題であると認識しております。

来年度における取組といたしましては、教員の業務負担軽減を図るため、教職員事務支援員や部活動指導員の配置などを行ってまいります。

今後につきましては、教職員勤務実態調査結果の分析も踏まえ、教員の負担軽減に向けて必要な支援策を検討してまいります。

■ 予算審査特別委員会（3月5日）自民党 山崎委員 ■

◆ 市民館の利用時間帯について

◎質 問

近隣の状況を鑑みるに市民館の閉館時間の延長が図れないか伺います。

◎答 弁

会議室等につきましては、教育文化会館は午後9時30分まで、市民館は午後9時まで御利用いただくことが可能で、その後、片づけを行っていただいた上で、速やかに退館いただいているところでございます。

開館時間の延長につきましては、施設運営に当たっての委託経費や光熱費の増加等が見込まれることから、受益と負担の適正化の観点による使用料の検討も合わせて必要となってまいりますので、現在行っているアンケート調査等により利用者のニーズを把握するとともに、他都市の状況等も参考としながら検討してまいりたいと考えております。

◆ 教育施策におけるSDG's (エスディージーズ)について

◎質問①

かわさき教育プラン第2次計画について伺います。

2020年度から実施される「新学習指導要領」が昨年3月に告示されました。国ではSDG'sを推進するにあたり、「誰一人取り残さない」とのSDG'sの理念は、広く未来を担う子どもたちの心に深く刻んでほしい重要な考え方として、「新学習指導要領」に盛り込まれました。具体的にどのように、要領に明記されているのか伺います。

併せて、先日、「かわさき教育プラン第2期実施計画(案)」が示されましたが、どのように反映されたのか、伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

昨年3月に告示された新学習指導要領では、各学習指導要領の前文に「自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。」との記載がございます。

新学習指導要領の策定過程における中央教育審議会の答申におきまして、「持続可能な開発のための教育は、次期学習指導要領改訂において、基盤となる理念である。」とされていることと合わせますと、この前文を擁する新しい学習指導要領には、SDG's (エスディージーズ)と理念を共有する姿勢が示されているものと考えております。

現在、策定中の「かわさき教育プラン 第2期実施計画」におきましても、「人づくりを担う教育の役割」を強く意識しながら策定を進めており、「キャリア在り方生き方教育」の推進をはじめ、新学習指導要領に示される「主体的・対話的で深い学び」の実践や、「教科等横断的な学習の充実」などを通じ、「確かな学力」をはじめとする、子どもたち一人ひとりの「生きる力」を伸ばし、「持続可能な社会の創り手」として必要となる資質・能力の育成に努めてまいります。

◎質問②

校長はじめ教職員の方にSDG'sについて、理解を深めて頂くことが重要です。教育分野で、既に実践されている方を講師に招くなど、積極的に推進していただきたいと思いますが、今後の取組を伺います。

◎答 弁

教育委員会といたしましても、持続可能な開発のための教育は、新学習指導要領全体において基盤となる理念として組み込まれたものであり、持続可能な社会の創り手を育成し、SDG's (エスディージーズ)の目標達成につなげるためには、その観点を教職員が理解することは重要であると考えております。

教職員への理解促進につきましては、各教科等の教育課程研究会におきまして、新学習指導要領の理念や具体的な取組について周知を図っております。また、各教科等の研修会等におきまして、新学習指導要領で示された理念に基づく授業実践等について研修を行っております。

今後も、教職員の理解と、継続的な取組が重要になると考えておりますので、新学習指導要領の全面実施に向けた取組と関連付けながら、研修等の充実を図ってまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会（3月6日）共産党 大庭委員 ■

◆ 働く権利やルールを学ぶ「出前講座」について

◎質問

続いて、市内高校生の働く権利を学ぶ機会について、伺います。

若者が初めて社会に踏み出して働いたところがブラック企業だったという人は少なくありません。多くの若者の中に、長時間過密労働で体をこわし、仕事を止める。その後、仕事をさがしても雇用形態が非正規雇用でしかなく、普通の生活ができない、そして技能を習得できないまま、職を転々とするなど、悪循環に陥る現状があります。一定の知識があれば、その職場で頑張れるということも多いはずですが。昨年3月議会で、高校生が雇用のあり方や労働問題について理解を深めることは大切であると認識している、とお答えになっていました。市立高校で、労働局が実施する働く権利やルールを学ぶ「出前講座」について、2017年度は川崎高校、幸高校の全日制、橘高校、高津高校の定時制での計4校で実施をして少しずつ広がっていますが、全校では実施されていません。出前講座を実施するうえでの課題などについて、伺います。

◎答弁

現在、市立高等学校の公民科の授業におきましては、労働者の権利、雇用や労働の問題等、現代の社会について、経済労働局など関係機関作成のリーフレット等を活用し、主体的に考察し、理解を深める学習に取り組んでいるところでございます。

出前講座を実施する際の課題といたしましては、生徒の興味関心を高めるために、生徒の状況に即した内容で、学習活動を行うことが大切であると考えております。

高校生が雇用に関する仕組みや条件について理解を深めることは大切であると認識しておりますので、引き続き、生徒の状況なども踏まえながら、取組を進めてまいります。

■ 予算審査特別委員会（3月6日）共産党 石田委員 ■

◆ 指定校の変更について

◎質問①

はじめに通学指定の考え方について伺います。

通学区域は原則として住所を基本に指定されます。ただし、家庭や個人の特別な事情から、やむを得ず入学指定校を変更する必要がある場合に限り指定変更の申請をすることができます。対象となる理由として、9項目がありますが、そのうちの1つに、交通の危険があることもあげられています。交通の危険を理由に別の学校に指定変更が申請された時にどのように判断するのか伺います。

最終的にだれの権限で決定するのか伺います。

◎答弁

保護者が交通の危険を理由として、指定校の変更を希望する場合につきましては、指定校及び希望校の校長は、保護者と面談し、通学路の現状を確認した上で、通学が著しく困難であるかという観点から、変更の適否について判断しております。

指定校の変更の決定につきましては、保護者からの指定変更の申請を受けた区長が、申請理由や校長の判断を踏まえ、許可又は不許可の決定をしているところでございます。

◎質問②

4年間で、交通事故は16件起きているとのこと。これらの事故は右折車と直進するバイク、自転車の衝突が6件、車とバイクの左折巻き込みが1件、車と車の追突が3件、車と自転車の出会い頭の追突1件、そのほか5件です。ひとつ間違えば、歩行者が巻き込まれる危険性があります。先ほどディスプレイを見ていただきましたが、小学1年生がこの交差点を横断することについて、危険ではないかと思われませんか。どう思われますか。伺います。

◎答弁

坂戸交差点につきましては、交通量は多いものの、横断歩道、信号機、滞留場所等もある一定の交通安全対策がなされた交差点であると認識しているところでございます。

通学路の交通安全確保については、交差点の施設面での整備・充実のほか、学校・保護者や地域の協力による取組や、交通安全に係る関係機関等の連携による地域全体の安全確保が必要であると考えているところでございます。

◎質問③

通学路の交通安全の確保に万全を期す必要があるということで発出された2012年の国の通知に基づく取組に続き、通学路で痛ましい重大事故がおこったあとに、2016年11月にも文部科学省、国土交通省、警察庁から通学路の安全に向けた取組の更なる推進について通達がありました。本市の第2期実施計画にも「地域交通安全員を配置し、登下校時の交通事故など、地域における様々な危険から子どもを守る取組を推進する」とあります。坂戸交差点を通学する児童生徒の安全確保のために、保護者の方が強く要望されている、地域交通安全員の配置を求めますが見解と対応を伺います。

◎答弁

本市の通学路の安全対策につきましては、教育委員会、道路管理者及び警察などの関係局、関係機関の職員で構成する通学路安全対策会議及び各区に設置した部会において、学校から提出された改善要望箇所について検討し、対策を講じているところでございます。

御指摘のありました箇所につきましては、学校から改善要望が提出された場合には、通学路安全対策会議高津区部会において、地域交通安全員の配置も含め、必要に応じて安全対策を検討してまいります。

◎質問④

今すでに、新年度直前ですが、学校からの改善要望の提出はいつまでに受け付けるのか、まだ間に合うのか伺います。

指摘のあった箇所について、学校から改善要望があった場合には、通学路安全対策高津部会において、地域交通安全員の配置を含め、必要に応じて安全対策を検討してまいります。ということです。新年度が始まる4月、5月の年度初めは、新入生や進級する児童生徒の安全対策や配慮は特に必要となります。区からの要望を取りまとめ、区におろすという段取りをとるわけですから、スケジュールをもっと前倒しする必要があるのではないですか。伺います。

さらに、学校からの要望が提出されたとして、安全対策がとられるのはそのあとです。その間の対応策として、教育委員会として、せめて地域見守り隊についての検討を学校に働きかけていただきたいと思っておりますが伺います。

◎答弁

通学路の危険個所の改善要望につきましては、本年1月30日付けで、各学校に対して、来年

度に向けた改善要望の提出を依頼しており、学校から提出のあった改善要望を、5月に「通学路安全対策会議」において検討することになっております。

これまでも、教育委員会においては、交通安全対策の窓口が一本化された「通学路安全対策会議」を設置するとともに、学校においては、地域住民、保護者の協力・参画による交通安全ボランティア活動や、児童生徒が自ら危険を予測し回避するという交通安全教育等に取り組んできたところがございます。また、PTAや地域教育会議などにおいても、地域の安全マップなどを作成している例もございます。

今後も、教育委員会といたしましては、各学校がこうした取組のほか、通学路の危険個所における注意すべきポイントについて、保護者や地域ボランティア等が共通理解を図り、地域において、効果的な見守り活動ができるように、地域の関係機関・関係団体等とより緊密な連携を図りながら、児童生徒の交通安全確保の取組を推進するよう、働きかけてまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会（3月6日）民進みらい 露木委員 ■

◆ 事務支援員、部活動指導員について

◎質問①

学校運営体制整備事業費において、学校業務の効率化を図るためとして、教職員事務支援員が3人分措置されました。国のスクール・サポート・スタッフの配置事業を活用して教員の業務を支援し負担軽減を図るための取組として効果の検証を含め実施されると仄聞します。教員の負担軽減と子どもたちに向き合う時間の確保を求めたこれまでの取組の成果として、初年度であり配置数は少ないものの大いに評価したいと思えます。平成30年度の教職員事務支援員の配置数、配置の考え方、任用の基準、配置校の選定方法について伺います。

また、役割、仕事の内容、期待される効果について伺います。

◎答弁

配置人数につきましては、1校1人として3人程度、勤務時間は週5日の1日4時間程度を見込んでいただいております。配置校につきましては、学校規模等を考慮し、今後選定してまいります。

事務支援員につきましては、学習プリント等の印刷、配布物の仕分け作業等を、教員に代わって行うものでございまして、任用にあたりましては、児童生徒のプライバシー保護等に十分に配慮してまいります。

効果といたしましては、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる環境を整備し、教員の負担軽減を図り、教員が事務作業等にかけていた時間を、授業準備や教材研究等に充てることで、児童生徒に向き合う時間の確保につながるものと期待しているところでございます。

◎質問②

この事務支援員については全国に先駆けて、横浜市が試行的に平成27年度から実施しており、今年度は30校に配置されるということです。学校の様々な業務を担う職員が一人でも配置されることによる教員の負担軽減と子どもと向き合う時間の確保に大いに資すると期待できます。30年度の効果を十分に検証していただき今後につなげていただきたいと思います。今後の方向性を伺います。

◎答弁

事務支援員を配置したことによる、教員の負担軽減における効果や課題を検証し、今後の方向

性について検討してまいります。

◎質問③

次に、教育指導費の中の学校体育指導費で部活動指導員事業費についてですが、343万円予算措置されました。これも、国メニューを活用したのですが、平成30年度の配置数、配置の考え方、任用基準、役割、仕事の内容、期待される効果について伺います。

◎答弁

配置人数につきましては、1校1人として3人程度、配置する予定でございます。配置の考え方につきましては、安全管理のために複数の部活動を担当するケースや、主顧問として教員と様々な情報を共有しながら部活動を担当するケース等を想定しており、教員経験者や外部指導者などを任用する予定でございます。なお、部活動が学校教育の一環であることから、その教育的意義について理解のある人材を任用してまいります。

効果といたしましては、生徒に対する専門的な技術指導や、競技経験のない教員への支援のほか、大会や練習試合への生徒の引率、保護者への連絡、用具・施設の点検管理、会計管理などについても、部活動指導員が行うことができるようになることから、部活動の充実に資するとともに、教員の負担軽減につながるものと期待しているところでございます。

◎質問④

次に、競技大会などへの土日を含む引率にも対応できるとのことで、教員の負担軽減に大いに資すると期待されます。今後の方向性を伺います。

◎答弁

部活動指導員を配置したことによる、教員の負担軽減における効果や課題を検証し、今後の方向性について検討してまいります。

■ 予算審査特別委員会（3月6日）民進みらい 木庭委員 ■

◆ 地域の寺子屋について

◎質問①

地域の寺子屋事業費について伺います。

来年度は、現在36カ所で運営されていますが、77カ所まで拡大する見込みで6,169万円が計上されています。実施から4年が経過しながら、未だに3割の学校でしか開講されていない状況について、認識している課題などを伺います。

◎答弁

本事業につきましては、地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートする取組として、地域が主体的に事業を進めていくことが重要であると考えており、地域から自発的に寺子屋を立ち上げていく動きが出てくるよう、広報活動や寺子屋の運営を担うコーディネーターの養成などの取組を進めてまいりました。

しかしながら、全校実施を目標とする中、現在、36カ所での実施となっておりますので、寺子屋の具体的な取組について、さらに市民の皆様に御理解いただく必要があるものと認識しております。

新たな実施団体や人材の確保に向けては、様々な機会を捉えて、寺子屋の意義や、具体的な運営についての理解を深めていただけるような取組を進めるとともに、実施団体となりうる可能性

のある様々な団体への働きかけや人材の養成などに努めてまいりたいと存じます。

◎質問②

平成 26 年 2 月に示された教育費予算案概要によると「地域の寺子屋事業」は「シニア世代の知識と経験を活かして地域ぐるみで児童生徒の学習をサポート」するとあります。また、川崎市教育大綱の平成 27 年度における 8 つの基本政策の主な取り組み状況では「地域の幅広い世代の方々と協働して、子どもたちの学習や体験をサポートする」「地域の様々な人材の参画を推進する」と示されています。ところが、平成 29 年度の活動状況の一覧を見ると、特に月に一度、土曜日に実施される体験活動実績を見ると、36 カ所のうち 26 カ所が、地域人材による開催ではなく企業によるものが 100%または大多数を占めていることが判ります。この企業主体の体験学習について、先日、麻生区で開催された寺子屋シンポジウムでも疑問視する声が多く聞かれました。そこで、開講当初の平成 26 年度に掲げていた「シニア世代の知識と経験を活かして地域ぐるみで児童生徒の学習をサポートする」という理念との整合性について伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

地域で教育を支えるとともに、身近な地域で多世代のつながりや交流をつくっていく取組として、地域の寺子屋事業を実施しているところでございます。

地域には、シニア世代をはじめとして、様々な知識や経験をお持ちの方々があり、また、本市には、地域とのつながりのある企業や大学のほか、文化団体やスポーツ団体など多くの地域資源がございます。

子どもたちが、企業や大学などが持つ優れた先端技術や環境技術などに触れることは、様々な分野へ関心を広げる機会になるものと考えております。

今後も、こうした地域資源を活かしながら、多彩な体験活動の場を提供することにより、子どもたちの興味関心を引き出すとともに、その活動を通して、多世代での交流が図られるよう、引き続き、本事業を推進してまいります。

◎質問③

次に、学習支援について伺います。寺子屋先生からは、「参加したい生徒数に対し教室が狭く、学年ごとの対応にせざるを得ないため、毎週実施していても子どもにとっては月に一度しか参加できない。これでは学習支援にも、学習の習慣づけにも繋がらず、もっと利用できる教室を増やしてほしい」という要望を度々伺います。そこで、毎週 1 回子どもたちに学習指導することを希望する寺子屋に対しては必要な教室数を確保すべきと考えますが見解を伺います。

◎答 弁

放課後の学習支援につきましては、学校内の図書室、家庭科室などの特別教室や、多目的教室などで実施しており、複数の教室で実施することも可能でございますので、寺子屋の状況に応じて、複数の教室の使用を実施団体が希望する場合には、調整してまいりたいと存じます。

◎質問④

次に、学習支援に対しては、市からプリントを作成し配布しているとのことですが、寺子屋先生からは「内容が簡単すぎて、子どもが飽きてしまう」ため利用せず、先生への報酬を減らし、独自のプリントや市販のドリルを寺子屋事業費から購入して活用しているとのこと。寺子屋に配布するプリントの作成に対し、誰が何を指標に作成しているのか伺います。

◎答 弁

寺子屋の学習支援では宿題のサポートを中心に、基礎的な学習や学習習慣の定着に重点を置いております。

教育委員会から各寺子屋に配布している教材につきましては、本市の教員が作成したものや、教科書に準拠したプリントなどがございますが、今後も、各寺子屋の御意見や御要望などを参考としながら、教材の充実に努めてまいりたいと存じます。

◎質 問⑤

先日開催された寺子屋シンポジウムに参加されていた方からは、「居住地近くの学校で学習支援だけでも開催したいと思うが土曜講座は負担だから難しいかもしれない」というご意見も伺いました。市が説明会等で配布している地域の寺子屋事業に関するパンフレットには「学び」は週1回、「体験」は月1回と記載されていますが、この体験については、例えば「年間2回以上開催で可」など開講を検討する方が流動的に選択できるような指針を示すべきと考えますが見解を伺います。

◎答 弁

体験活動は、地域の方々との交流や、普段、家庭や学校では経験できない体験の機会を提供することを目的としております。

既存の寺子屋も含めて、新しく立ち上げようとしている寺子屋が、体験活動を実施する際には、必要に応じて先行する寺子屋のノウハウを提供するなど、きめ細かく支援を行い、円滑に事業が実施できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

◆ 健康給食の推進について

◎質 問①

この事業費の用途には、株式会社タニタへの委託料が含まれています。事業内容は、中学校給食に対し季節に応じた献立の提供や食育指導に向けたリーフレットや教材の作成、児童生徒と保護者向けの座学と調理実習を組み合わせた健康プログラムということです。この健康プログラムについては、交通の便が良いという理由で、中原・高津・麻生の市民館で、それぞれ親子15組程度という枠で募集するというのですが、公平性の観点から枠を広げるか、各区で開催するべきと考えますが見解を伺います。

◎答 弁

タニタ健康プログラムにつきましては、株式会社タニタとの包括協定に基づく取組の一環として、親子で楽しく運動習慣や食事習慣の大切さについて学ぶことを目的としております。

市内から広く応募いただけるよう、利便性が高く主要駅に近い市民館で実施することとしたところでございます。募集枠につきましては、市民館の料理室の設備を踏まえて、それぞれ15組程度と設定したところでございます。

期間は7ヶ月で、その間、参加者は毎日の歩数等を計測するとともに、体組成計で体重・筋肉量・基礎代謝量などの測定を定期的に行っていただきます。

また、測定結果を専用サイトで閲覧し、普段の運動量などの「見える化」を行うことで、正しい生活習慣を身に付け、身体にどのような変化が起きるかを体験していただくことと併せ、「健康づくり講座」や「調理実習」などのセミナーを計画しております。

さらに、健康づくりにおける運動習慣や食事習慣の大切さなど、本事業を通じて得られた成果につきましては、様々な広報媒体等を通じてお知らせすることで、その成果を広く市民へ還元し、健康づくりに役立てていただきたいと思いますと考えております。

◎質問②

株式会社タニタによる食育指導や献立が掲載されたリーフレットの配布は、年4回タニタの作成した献立を食べる際に中学生に配布するということですが、中学生がいない世帯の方が圧倒的に多いことから区役所や市民館・図書館などに配置して幅広い市民に伝わるよう工夫すべきと考えますが見解を伺います。

◎答 弁

本年5月の春献立を初回として、市立中学校でタニタ監修の献立を年4回提供する予定としておりますが、献立提供にあわせ、そのレシピや、家庭で話題になるような食育情報を掲載したリーフレットを作成し、生徒を通じて保護者にも配布する予定でございます。

また、生徒・保護者以外の方の健康づくりに役立てていただくために、区役所や市民館・図書館の利用者など、広く市民の方々に広報してまいりたいと考えております。

◎質問③

「小中9年間を通じた食育の推進」を掲げる本市にとり、栄養教諭の存在は欠かすことができません。現状では、栄養教諭は1人10校から13校程度を担当していますが、中学校給食が始まり、給食センターに異動した方の補充もないため、更に負担が増え、各校で満足のいく食育が実施できていない状況となっております。栄養教諭の採用は、過去に遡っても実施しておらず、本市では、新卒で栄養士資格保有者を採用し、研修や数年の経験を積んだ後に栄養教諭として任用替えしているということです。過去の採用数実績を見ると平成27年度は3人、28年度は4人、29年度は17人、30年度は11人と採用数を増やしているように思われますが、実質は退職等に伴う補てんでしかなく、ほぼ「現状維持」であることから、食育推進を掲げる本市の本気度が疑われます。

2月21日号の市政だよりでも給食センター栄養士による健康レシピの紹介がされていましたが、市が掲げる「川崎らしい特色ある健康給食の実施」という理念を実現させるためには栄養職員を拡充するよう努めるべきと考えますが、見解を伺います。

◎答 弁（市長答弁）

成長期にある子どもたちに、食に関する正しい知識や、健康的な食習慣を身に付ける食育の推進は、大変重要なテーマだと考えており、「美味しい」と「健康」を両立させた、付加価値の高い「健康給食」の実現に向けて取り組んでおります。

栄養教諭につきましては、学校栄養職員の中から、能力と経験を備えた職員を選考により教育委員会が任命しているところでございますので、引き続き、学校栄養職員全体の人材育成の充実を図りながら、「健康給食」を活用した学校における食育とともに、家庭とも連携して食育を効果的に進めてもらいたいと考えております。

◎質問④

今、市長からは「健康給食を活用した学校における食育とともに家庭とも連携して食育を効果的に進めたい」という答弁をいただきました。しかしながら、中学校給食の導入により食育を実施すべき学校が小中特別支援学校あわせて168校に増えてきましたが、その分栄養職員が増員されているわけではなく、昨年度、今年度と採用数は17人、11人と多いように聞こえますが実質は、退職者等の補充が主であり、栄養教諭や栄養職員の負担は増えたまま維持しているのが現状です。そうした状況からは、食育に対する市の本気度が全く見えません。栄養教諭は経験を積んだ栄養職員の任用替えで増やしているという状況であるならば栄養職員の増員は取り組むべき課題の一つと考えます。小学校の未配置校や、全く配置のない学校給食センターから配送されてい

る中学校への栄養職員の配置は拡充すべきと考えます。今後の食育推進の考え方も併せて伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

学校における食育につきましては、学校栄養職員だけではなく、給食時間における担任の指導や、様々な教科も含めて、学校教育全体で計画的に進めております。

学校栄養職員等の配置につきましては、義務標準法等に基づいて、配置しておりますが、小学校等に配置している栄養教諭を中核とするネットワークを構築するとともに、学校栄養職員の活用を図り、食育をさらに推進してまいりたいと考えております。

◆ 習熟の程度に応じた指導推進について

◎質 問①

平成29年度は690万円の予算で、小学校・中学校2校ずつモデル校を設定し、小学校では4年生以上全員、中学校は在籍する全ての生徒にオンライン学習サービスを提供するため必要なIDの契約料だったということです。年度途中でありますが、この取組を実施する前の昨年4月に実施した全国学力調査の結果と、その後実施した調査を比較した場合の効果と課題について伺います。

◎答 弁

はじめに、効果につきましては、二つの調査結果を比較いたしますと、基礎的・基本的な知識、技能の問題について学習が定着している様子が見られております。

特に、正答数が低い児童生徒にその傾向が顕著であることから、学習に遅れが見られる児童生徒に対しての効果期待できるものと考えております。

次に、課題につきましては、児童生徒一人ひとりの学習状況に対応するためには、誰もが必要に応じてオンライン学習サービスの使用可能な環境を整備すること、また、学校ごとに児童生徒の実態に応じた効果的な活用方法を確立することなどでございます。

◎質 問②

平成30年度は、研究費として60万円計上したということですが、次年度以降、どのような方向性で活用するため調査研究するのか、具体的に伺います

◎答 弁

習熟の程度に応じたきめ細やかな指導につきましては、すべての児童生徒が「わかる」ことをめざして、より有効な指導形態や指導方法について研究実践を進めているところでございます。

次年度以降、オンライン学習サービスを取り入れた指導計画の作成、指導方法の確立など、引き続き、より効果的な活用方法について検証してまいります。

また、児童生徒がつまずきやすい学習内容について、具体的な指導方法を紹介するなどの映像教材を作成することにより、主に経験の浅い教員の授業力向上を進めてまいります。

■ 予算審査特別委員会（3月7日）自民党 野田委員 ■

◆ 学校施設の環境整備について

◎質問①

それでは次に、「学校設備の環境整備」について、伺います。

今回の環境整備では、保護者からの要望も多かったトイレの洋式化を含む快適化がようやく進み始め、来年度以降も加速化し、平成34年度までに全市立学校で実施する予定としております。同時にトイレ内の水栓施設の整備も進みますが、今回はその他の重要な施設として、「水飲み・洗口・手洗い場」について伺います。ちなみに「水飲み・洗口・手洗い場」という施設の呼び名は、平成14年に文部科学省が出した「学校環境衛生基準」の一部改正についての中において、その様に明記をされておりますので、以下同様に呼ばせて頂きます。まず、学校における「水飲み・洗口・手洗い場」の担う機能について伺います。

◎答弁

児童生徒等の水分補給の際に使用するほか、うがいや手洗い等の衛生面での機能や、教材・教具の洗浄などを行う場としての機能などがございます。

水飲み場は、学校生活において欠かせない設備であり、各階の廊下等に設置しております。

◎質問②

では次に、児童生徒の健康管理の取組・指導についてです。

学校で行う日頃からの健康管理への取組や指導において、「水飲み・洗口・手洗い場」を使う機会も多いかと思いますが、その内容について伺います。

◎答弁

各学校においては、児童生徒が手や口腔内などの清潔を保ち、インフルエンザその他の感染症を予防するための手洗い等の励行、また、夏季における熱中症の予防のための水分補給などについて、指導しているところでございます。

◎質問③

「水飲み・洗口・手洗い場」の数に対しての、保護者や学校現場からの要望について伺います。また、施設の不具合などへの対応と、設置に関しての基準について伺います。

◎答弁

これまで学校等から水飲み場の数についての要望等はございませんが、学校施設の老朽化等に伴い不具合が生じた場合には、その都度、営修繕で対応しているところでございます。

水飲み場の設置につきましては、文部科学省で定めている「学校施設整備指針」において、「手洗い、流し等を設置する空間は、児童数、利用率等に応じた数の水栓を適当な間隔で設置することのできる面積、形状等とすることが重要である。」と示されております。

■ 予算審査特別委員会（3月7日）自民党 勝又委員 ■

◆ 図書館司書について

◎質問①

川崎市では2015年学校図書館に学校司書配置モデル事業を始め、2017年度に配置計画が終わり、現在21の小学校に学校司書を配置し、2008年度から新たな配置計画が始まっています。昨年わが会派質問の答弁で、「今後、小学校の全校配置に向けて、検討を進めている」とのことでしたが、その学校司書の配置について、21校および今年度配置の7校、また、今後の全校配置についての、スケジュールについて伺います。

◎答 弁

はじめに、学校司書配置モデル事業実施校は、新町小、川中島小、渡田小、西御幸小、日吉小、大谷戸小、下沼部小、宮内小、子母口小、西梶ヶ谷小、久末小、菅生小、宮崎台小、宮崎小、三田小、南菅小、東菅小、千代ヶ丘小、真福寺小、金程小の21校でございます。

次に、来年度配置予定の学校につきましては、現在募集を行っているところでございます。

次に、今後のスケジュールにつきましては、現在策定中の「かわさき教育プラン第2期実施計画」に基づき、小学校全校配置に向け、着実に取り組んでまいります。

◎質 問②

学校司書を全校配置するとしながら、2021年までに56校の配置でしかありません。横浜市では2013年度から学校司書を配置し、4年目の2016年度に、小・中・特別支援学校全500校に学校司書を配置しています。学校司書は専任で学校図書館の管理や、児童の調べものの手助けを担っており、ある学校の校長先生は「学校司書の参加で授業がゆたかになった。子どもにみずから資料を活用して課題を解決する力をみにつけさせるためにも、学校図書館を情報センター化して探求活動の場にしていきたい」と述べています。本市でも、モデル校実施を検証した結果、「学校司書を配置した学校の一人当たりの年間図書貸し出し数が未設置校より1.7倍に増えていることや、調べ学習や授業支援など、日常的に学校図書館の活用が図られた」などの効果が歴然としているのですから、計画を前倒して、全校配置を急ぐべきではないでしょうか。再度伺います。

◎答 弁

学校司書配置モデル事業実施校における検証結果からは、利用する児童数や貸出冊数の増加、児童の読書活動の広がり等の効果が表れております。さらに授業で使う資料や関連図書の紹介等、授業支援の取組も広がっております。

今後とも、小学校全校配置に向けて着実に取り組むとともに、新しく配置する小学校における活動状況も注視してまいりたいと考えております。

◎質 問③

横浜市の学校司書は1日6時間以内、週5日勤務、年175回で総時間数は1,015時間、非常勤特別職員で、報酬は時給1,100円で、年額111万6,500円です。本市の学校司書の身分および勤務要件等について、伺います。

◎答 弁

はじめに、本市では、学校図書館において、地域人材の積極的な活用を図るとともに、図書ボランティアの研修機会の充実や、総括学校司書との連携を進めることによって、図書ボランティアの力量が高まってまいりました。このような背景もあり、現在、学校司書につきましては、図書ボランティア経験者をはじめ、教員経験のある方、総括学校司書経験者等を配置しております。

次に、学校司書の配置につきましては、1回3時間、年間150回、報償費につきましては、1回3時間3,000円、年額45万円でございます。

◎質問④

川崎市議会は2015年10月「専任、専門、かつ常勤の学校司書を計画的に配置する」という決議を全会一致で採決しました。モデル校の学校司書を「専任、専門、かつ常勤の学校司書」に内容を改善したのちに検証をおこない、その上で市立小学校・中学校全校の学校図書館に内容の充実した専任、専門、かつ常勤の学校配置が計画されることを望みます」としています。この決議をどのようにうけとめておられるのか、伺います。この請願審査の時、教育委員会が報告した資料によれば、週4日・1日6.5時間で換算すると小学校・中学校165校に正規職員を配置した場合は、13億2,000万円、非常勤職員については、3億1,125万6,000円とのこと。全校配置でもこれだけの予算でできるのです。常勤の配置を求めますが、せめて、非常勤の学校司書の配置を行うべきではないでしょうか、伺います。

◎答弁

市議会で請願が採択されたことを重く受け止め、本市における学校司書の在り方につきまして、モデル校での取組を検証しながら、研究を進めてきたところでございます。

これまでの検証結果では、現在の学校司書の配置におきましても、児童の読書活動の広がり等の効果が表れており、まずは小学校全校配置に向けて、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

◎質問⑤

総括学校司書は、司書、司書補、司書教諭等の有資格公募により非常勤職員として採用され、学校を巡回、図書を選定・環境整備、図書館総合システムにかかわる支援を行っています。総括学校司書の任用については、5年間で雇い止めとなっていますが、今後の非常勤職員の任用制度の見直しについて、伺います。各区3名で、小中学校を巡回していて、素直に言えば「巡回型学校司書」というものです。中学校においても学校司書の配置を検討すべきだと思います、見解を伺います。

◎答弁

総括学校司書は、担当校を巡回しながら学校図書館の環境整備や、システム運用の支援等を行う非常勤職員でございます。

今般の非常勤職員の任用制度の見直しに伴い、更新回数の上限に達した総括学校司書につきましても、公募及び面接選考による客観的な能力実証の上、来年度から「再度の任用」が可能となったところでございます。

また、中学校の学校図書館におきましては、総括学校司書が司書教諭や図書担当教諭、図書委員の生徒と相談しながら、図書館の環境整備等を行っているところでございます。今後とも、関係機関で構成される「読書のまち・かわさき事業推進会議」や「子ども読書活動連絡会議」等で意見交換を行い、学校図書館のあり方について検討を進めてまいりたいと考えております。

◆ 小中学校特別教室のエアコン設置について

◎質問①

小中学校の各教室と音楽室は、すべてにエアコンが設置されていますが、特別教室のエアコン設置が遅れています。小学校の理科室、図工室、調理室、中学校の理科室、図工室、それに被服室など音楽室をのぞいた特別教室のエアコン設置状況はどうなっているか、伺います。

◎答弁

平成28年度末時点における設置状況につきましては、小学校では、理科室 39.8%、図工室 41.1%、被服室及び調理室を含む家庭科室 40.4%、図書室 84.8%、パソコン室 85.9%、でございます。中学校では、理科室 38.9%、美術室 47.1%、被服室及び調理室を含む家庭科室 32.7%、図書室 82.0%、パソコン室 98.1% でございます。

◎質問②

今後、どのように設置していくのでしょうか。2018年度設置予定校と特別教室名について、伺います。今後の年度計画についても、伺います。

◎答弁

平成30年度の設置予定校につきましては、
東小田小学校 理科室、パソコン室、放送室
四谷小学校 放送室
浅田小学校 図工室、放送室
幸町小学校 図工室、パソコン室、放送室
平間小学校 理科室、図工室、家庭科室、多目的室、視聴覚室
菅生小学校 家庭科室、放送室
登戸小学校 図工室、図書室
御幸中学校 第1・第2理科室、被服室、調理室、図書室 でございます。

今後につきましても、「学校施設長期保全計画」の工事において特別教室に空調設備を設置するとともに、各学校の個別の状況等を勘案し、空調設備の設置に取り組んでまいります。

■ 予算審査特別委員会（3月7日）公明党 菅原委員 ■

◆ 国際施策について

◎質問①

国際化への対応は小学校・中学校・高校での会話を含めた英語学習・教育が大変重要です。

特に小学校での英語学習は、とても大事だと思います。平成11年より小学校の、会話を中心とした英語学習の導入を訴え続け、平成15年に本市の10万名の署名をもって、文部科学大臣への陳情と、公明党の当時神崎代表が代表質問を通じて文科省へ導入を求め、平成23年より小学校の英語学習が始まりました。こども達が活躍する場は、世界であり、英語は世界共通語です。残念ながら、OECD諸国の中で日本のこどもの英語のレベルは低い状況にあります。小学校の高学年と中学年の学習は決まっておりますが、本市の小学校では低学年を含め、教職員の方達が努力していただいていることはよく理解しておりますが、現在の取組状況を伺います。

◎答弁

平成26年度より、英語教育推進リーダーを活用した「小学校外国語教育中核教員研修」を継続して実施し、指導力向上を図っております。さらに、小学校教員の専門性を向上させるため、放送大学の「小学校外国語教育教授基礎論」、近隣の大学と連携した小学校教員の「中学校英語二種免許取得講習」の受講を促進しております。

また、新たに「小学校英語強化教員」を小学校に派遣し、授業モデルの提示や授業づくりの助言・相談を行い、学級担任が実施する小学校外国語教育を支援、強化してまいります。

A L T配置につきましても、来年度は小学校に10名を増員し、教科化に伴う授業時数増に対応し、川崎の子どもたちが直接外国人とコミュニケーションする機会を保障していくとともに、A L Tを活用した教員の英語力向上も図ってまいりたいと考えております。

◎質問②

状況はよくわかりました。

ALTなどの確保は大変難しいこともあり、更に充実させていくためには教職員も海外で学習することが重要であり、1年ないし2年間が必要であります。先ほどの職員と同様に交換教員を行い、ネイティブの教員の増加をはかり、英語教育の充実をはかるべきと考えますが、見解を伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

海外での生活は、生きた英語、文化、歴史を現地で直接、体験的に学ぶことができ、大変有意義であると考えております。

教育委員会といたしましては、平成 26 年度から、今後の英語教育、国際理解教育の充実につながる可能性が大きいと考え、オーストラリアのクィーンズランド州と教育面で交流を開始しております。高校生の海外語学研修と併せて、教員の現地校における交流や、英語力向上のための現地での語学研修等を進めてまいりたいと考えております。

また、国の英語教育海外派遣研修や JICA の青年海外協力隊「現職教員特別参加制度」などを活用した教員の海外研修を検討してまいりたいと考えております。

◎質問③

川崎教育プラン第2期実施計画についてですが、英語教育の充実がはかられるようですが、基本的な考えを伺います。

◎答 弁

本市の教育に関する基本計画である「かわさき教育プラン 第2期実施計画」につきましては、昨年12月から本年1月にかけて、素案に対するパブリックコメントを実施し、現在、最終調整を行っているところでございます。

平成27年3月の「第1期実施計画」策定から3年を経過し、学習指導要領の改訂をはじめとする、この間の本市の教育をめぐる状況の変化を捉え、上位計画である「市総合計画」や教育プランと関連する計画との整合を図りながら策定作業を進めてまいりました。

策定に当たりましては、これまでの取組成果を継承し、発展させながら、広く現場の実態に目を向けて、対応すべき課題の抽出を行ってまいりましたが、そうした中で、近年の急速な人工知能の進化や雇用形態の変化など、今日の子どもたちを取り巻く社会状況の不透明さが浮き彫りとなり、あらためて、将来の社会的自立に必要な能力や態度と、共生・協働の精神を培う教育の必要性を認識したところでございます。

また、多様化する教育的ニーズへの的確な対応を図る支援教育や、さまざま市民の社会参加を促進する生涯学習の推進は、個々の多様性が尊重され、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会の担い手の育成という「教育」の使命遂行の一翼を担うものであると考えております。

さらに、「子どもの貧困対策」や「かわさきパラムーブメントの推進」といった、全市を挙げて取り組むべき課題への対応につきましても、関係局とも緊密に連携しながら、教育委員会事務局として、取組を進めていくべきものと考えております。

最後に、「かわさき教育プラン」の基本理念に込められた思いと、実りある本市教育行政の推進に、引き続き、御理解・御協力をお願いいたします。

◆ 平和学習について

◎質問

昨年8月5日川崎市平和館で被爆体験を講演された本市在住で「川崎市折鶴の会」会長の森政忠雄氏をお招きして講演会を開催しました。折鶴の会初代会長のご息も、原爆二世として参加していただきました。参加者は大変感動しておりました。

以前にも質問しましたが、8年間で本市の小中学校での講演が1回だけです。森政氏の著作を本市の全小学校、中学校に贈呈しておりその著作の中で、広島で講演を聞いた小中学生の感想が掲載されております。こども達が感動するとともに、何故原爆が投下されたのか、何故戦争が起きたなどの質問があり、語り部から講演を聞くことの重要性がよく理解できました。

是非、学校においてこのような機会を作ってもらいたいと思いますが、見解を伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

各学校におきましては、これまでも、地域の実態や児童生徒の発達の段階に応じて、戦争に関わる史跡等を調べる学習や、地域在住者をはじめとした戦争体験者の話を聞く活動などを通して、戦争のない平和な社会の実現について、考え話し合う活動に取り組んでまいりました。

被爆体験者の話を聞く取組につきましては、大変意義深いものであると考えておりますので、今後も、各学校が戦争や平和に関わる学習の一環として取り組んでいけるよう、関係局との連携に努めてまいります。

■ 予算審査特別委員会（3月7日）共産党 片柳委員 ■

◆ 教育文化会館、労働会館のあり方について

◎質問①

川崎区における市民館のあり方についてうかがいます。

この間も議論をさせていただきましたが、現在の教育文化会館は老朽化のため取り壊し、労働会館を改修した新しい「市民館」を2022年から供用開始するというスケジュールを進める予定とのことです。教育文化会館の市民館機能は労働会館の1～3階に、労働会館の機能は4・5階に集約されるという方向が示されていますが、二つの市民利用施設が一つに集約されるというだけではすみません。文教委員会で示された「市民館の在り方について(案)」の資料をみると、教育文化会館の市民館機能の占めている合計面積は2,315.7平米、諸室の合計収容人数は、1,232人になります。これが、労働会館のホールをのぞいた1階から3階部分の1,011平米、610人のところに、つまり半分以下に集約されることになります。現在の労働会館の機能は、ホールをのぞいた1階から5階の諸室の合計面積は1,657平米、収容人数876人ですが、4階と5階の646平米、266人の部分、つまり3分の1に集約されることになります。

労働会館と教育文化会館の物理的条件が2分の1から3分の1程度に縮められる中で、どのように今後求められる機能を果たしていくのか伺います。

◎答 弁

現在、川崎区において市民館機能を担う教育文化会館につきましては、設置当初、産業文化会館として、産業展示場や博物館・美術館の機能を併せ持つ施設であった経緯から、他区の市民館とは異なり、規模の大きい施設となっております。

川崎区における市民館機能の移転先を検討するにあたり、昨年4月から9月にかけて実施した「川崎市教育文化会館再整備等調査」の結果を踏まえ、教育委員会といたしましては、市民館として必要な一定の機能の確保が図られるものと判断したところでございます。

また、労働会館の機能と市民館機能が同じ建物内に所在することにより、施設利用の活性化等

も期待できるものと考えております。

◎質問②

新年度に、利用者や公募の市民などの参加によるワークショップを開いて利用のあり方を検討していくとかがっています、物理的な条件が大きく制約される中では、仮に市民から創意的な意見が出たとしても「それは狭いから無理だ」と制約することになってしまうのではないのでしょうか。労働会館には裏手に広い駐車場があります。教育文化会館の大会議室の2倍程度にあたる1千平米ほどの面積とのことです。こうした条件があることもふまえて、ワークショップでは、前提条件やあれこれと制約をつけるのではなく、市民からの意見を丸ごと受け止めて、今後の川崎区の市民館、労働会館のあり方を検討するべきと思いますが、考えを伺います。

◎答弁

市民館を整備する上で、市民の皆様方から御意見を伺うことは重要なことと考えております。

川崎区における市民館の整備にあたりましては、来年度、「(仮称)川崎市民館に係る基本構想」を策定する中で、利用者が使いやすく、また、利用者間の交流が生まれる施設となるよう、関係局区と連携しながら、教育文化会館や労働会館の利用団体をはじめ、公募による市民等が参加するワークショップを開催する予定でございます。

ワークショップの実施にあたりましては、専門的な知見を有する事業者からの業務支援を予定しており、労働会館の活用に向けて、今後、具体的な内容や進め方など、詳細について検討を進めてまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会（3月7日）民進みらい 岩隈委員 ■

◆ 英語教育について

◎質問①

これまで、2018年クライシスと銘打ち、次期学習指導要領が先行実施される2018年度までに、しっかりと英語学習環境の整備、道筋をつけることを提案してきました。とりわけ、ポイントは、小学校5・6年生の外国語活動が外国語に教科化されることと、3・4年生に外国語活動が導入されることによるALTの整備や現場の教員のみなさんのスキルアップと負担軽減についてです。まず、ALTの配置事業に関しての民間事業者への契約内容や委託業務完了についてはチェックさせて頂きました。配置数については、今年度7名、来年度は10名、小中学校で86名、高校で5名の計91名ということで、引き続き、中学校では週1回ALTとの授業が確保されるということで一定の評価はしております。

ただ、小学校においては、これも従前より課題を指摘してきましたが、3・4年生に外国語活動が拡大することにより、当然、ALTの配置については、現状より薄くなっていくわけです。今後、財源・財政のことを考えると継続して増員していくことは困難になることは容易に予測できます。そこで、当局ともこの間、対策等、色々議論を重ねてきましたが、今回、新規事業として、英語強化教員配置事業費3,500万円が計上されております。事業の詳細を伺います。

また、期待される効果と今後の展開についても伺います。

◎答弁

募集につきましては、英語力と英語授業の指導方法に関する一定以上の知識を備えている方として、中学校英語免許状を有し、小・中学生への英語指導経験がある方、または、小学校英語指導者認定協議会の小学校英語指導者資格を有し、小学生への英語指導経験がある方を条件としています。

採用後の配置にあたりましては、新学習指導要領に基づいた小学校外国語教育の指導内容や指導方法、小学校外国語教育における本市の現状や留意点等について理解を深めるよう、事前に総合教育センターにおいて研修を実施してまいります。

来年度から15人の配置を計画しており、1人が1週間に4校勤務することで、合計で60校への支援を実施する予定でございます。新学習指導要領の移行措置期間を含む今後3年間に重点を置いて、各学校の授業時数やカリキュラム編成等も考え合わせながら、計画的に小学校に配置し支援してまいります。

配置による効果でございますが、授業内容について指導上の不安をもつ学級担任にアドバイスをしたり、英語の発音や会話でのサポートを行うなど、学級担任の指導力向上に向けて支援を行うことにより、自信を持って授業に臨めるようになることを期待しております。

◎質問②

将来的にALTと一緒にではなく独自で指導するようになるわけです。英語強化教員や中核英語教員をどのように活用して小学校教員の外国語指導のスキルアップに繋げていくのか伺います。

また、教員の働き方改革が言われる中、現場からの声として、タイトなスケジュールの中で具体的に外国語の校内研修等をどのように実施していくのか、不安視する声も挙がっています。対応策について伺います。

◎答弁

平成26年度から継続して実施している英語教育推進リーダーを活用した外国語教育中核教員研修では、学級担任がより多くの英語を使って授業を進めていく指導方法を、模擬授業を通じた体験的な手法により学んでおります。研修後、中核教員は、実践的な校内研修を複数回実施し、教員の英語指導力向上に成果をあげております。

来年度からは、小学校における英語の教科化に対応した指導体制の整備をさらに進めるため、新たにカリキュラム作成や研修運営等の実務面を担う中核英語教員(CET)を各学校1名位置付けてまいります。

指導体制の整備を図ることにより、CETを中心として、外国語教育中核教員研修受講者やALT、さらには、小学校英語強化教員との相互の連携を図りながら、校内での研修を充実させてまいります。

また、来年度からの移行措置期間に使用することとなる文部科学省作成の新教材、中学年用「Let's Try!」、高学年用「We Can!」を活用した校内研修を実施し、授業力の向上が図れるよう、学校を支援してまいります。

■ 予算審査特別委員会（3月7日）自民党 浅野委員 ■

◆ 部活動について

◎質問①

公立の中学校におけるテニス部は、大多数がソフトテニス部であり、硬式テニスを望む中学生は硬式テニス部がある私立中学校に進学するか、地域のテニススクールに通うかの選択が強いられている状況です。

そこで、川崎市の公立中学校においては、ソフトテニス部のみが設置されていると伺っておりますが、現在のソフトテニス部の設置状況、部員数、顧問の競技歴について伺います。

また、なぜ、公立中学校には硬式テニス部が設置されていないのか、ソフトと硬式では練習設備の面で何か違いがあるのかについても伺います。

◎答弁

はじめに、平成29年5月1日現在、市立中学校における硬式テニス部の設置はございませんが、ソフトテニス部の設置校数及び部員数につきましては、全52校中、男子ソフトテニス部39校、部員数1,335名、女子ソフトテニス部46校、部員数1,423名で、ございます。

次に、ソフトテニス部顧問の競技経験につきましては、把握しておりませんが、本市中学校体育連盟において、部活動顧問を対象とした指導者講習会等を開催し、指導力の向上を図っております。

次に、硬式テニス部の設置につきましては、多くの生徒からの創部要望がないこと、生徒を指導できる体制が十分にとれないこと、校庭が狭小な学校が多く、練習環境が整っていないことなどから、市立中学校においては、硬式テニス部が設置されていないものと考えております。

なお、ソフトテニスと硬式テニスの練習設備の違いにつきましては、ソフトテニスは、野球部やサッカー部などの他の運動部と活動場所を共用して活動することも可能でございますが、硬式テニスは、専用コートが必要であると考えております。

◎質問②

近隣の都市では、硬式テニス部を設置している中学校がありますが、本市においても各区にあってもしかるべきと思いますが、中学校に新たに硬式テニス部を創設することはできるのでしょうか伺います。また、川崎市中学校体育連盟の組織の中に硬式テニスの委員会なるものを設置することは可能なのか伺います。

◎答弁

部活動は、学校教育の一環として行われるものであり、各学校が生徒の要望、施設設備、既存の部活動の状況などを総合的に勘案して、運動部の設置の適否について教育的な視点から判断しております。

また、運動部活動の健全な発展を図ることを目的に、運動部活動顧問等で組織される中学校体育連盟におきましては、運動種目ごとに専門部が設置されております。

現在、硬式テニスの専門部はございませんが、新たな専門部の設置につきましては、中学校体育連盟の判断によるものと考えております。

◆ 多摩区役所生田出張所建替えについて

◎質問①

生田小学校の下校庭に生涯学習施設機能を整備することが可能なのか伺います。

◎答 弁

本市では、既存の市民館、図書館、分館を拠点としながら、学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放するなど、市民の生涯学習活動の場の確保に努めているところでございまして、生田地区におきましては、平日の昼間でも利用可能な生田中学校特別創作活動センターを、市民の皆様に御利用いただいているところでございます。

◎質問②

行財政改革による平成14年の分館構想凍結宣言以来、現在、多摩区と中原区だけが分館未設置です。15年を経過しましたが凍結解除宣言し生涯学習拠点としての分館の果たす役割、生田地域のコミュニティ施設整備に関する見解について伺います。

◎答 弁（市長答弁）

現在、新たな生涯学習施設を整備する計画はございませんが、今後、全市的な視点から身近な場所で市民が集い活動する生涯学習の拠点として、学校施設の有効活用の検討を進めてまいります。

なお、生田出張所につきましては、建物・設備の老朽化に伴う建替え整備を進めてまいります。今後も地域の方々が集い、交流するコミュニティ拠点として活用されるよう、引き続き地域の方々の御意見を伺いながら、新庁舎の早期完成を目指して事業を推進してまいります。

◆ 文化財保護について

◎質問①

本市において、様々な形の文化財が地域に残されていますが、指定・登録等文化財の数について、その所有者及び保存団体への助成及び広報・普及啓発について、また、児童・生徒に対する文化財についての取組について伺います。

◎答 弁

はじめに、指定・登録等文化財の数につきましては、市内には川崎市指定の112件を含め、指定・登録等文化財が160件ございます。

次に、所有者及び保存団体への助成につきましては、有形文化財の日常的な維持管理への管理奨励金や、無形文化財の技芸継承と後継者育成等の活動に対する補助金を交付しております。

次に、文化財の広報・普及啓発につきましては、地域に根ざした無形民俗文化財を広く市民の皆様にご存知いただくため、毎年、川崎市民俗芸能保存協会と共催で「民俗芸能発表会」を開催しております。今月4日に開催した第40回民俗芸能発表会におきましては、700人を超える来場者に、本市において継承されている民俗芸能の素晴らしさをお伝えすることができました。

また、文化財所有者の御協力のもとで、日頃触れる機会の少ない貴重な文化財を公開する「指定文化財等現地特別公開事業」では、広く市民の皆様にご文化財に親しんでいただく機会を提供するとともに、ホームページ等を活用して本市の文化財の魅力や情報を市内外に向けて広く発信しているところでございます。

次に、児童・生徒に対する取組につきましては、副読本「かわさき」に史跡や伝統芸能などの

文化財を掲載し、毎年小学校3年生に配布しております。また、希望する学校には出土品を活用した出前授業を行うなど、文化財の教育普及に努めております。

◎質問②

教育委員会では、今年度から地域文化財顕彰制度を創設し、文化財の普及啓発に取り組んでいると伺っていますが、地域文化財顕彰制度の仕組みや内容について伺います。

◎答弁

今年度、指定・登録等されていない文化財について、地域に根ざした豊富な文化財を幅広く顕彰・記録し、多くの人々にその価値を伝えていくことを目的として「地域文化財顕彰制度」を創設したところでございます。地域文化財顕彰制度は、文化財指定制度等に比べて現状変更等に対する制約が緩やかなもので、より普及啓発と活用を重視した制度となっております。

地域文化財の候補は市域から広く推薦を募り、文化財審議会からの意見聴取を経て、地域文化財として「決定」の上、ホームページや普及パンフレットを用いて積極的に広報し、市民に身近な文化財の認知を高めてまいります。また、決定した地域文化財を「川崎市地域文化財台帳」に登載して管理状況を把握し、専門家による、所有者や管理者への助言を行い、地域文化財の保護・活用を図ってまいります。

地域文化財顕彰制度により、地域で守られ、伝えられてきた豊富な文化財に光をあてることで、市民の皆様の文化財への関心を高めるとともに、地域づくりへの文化財の活用を推進してまいります。

■ 予算審査特別委員会（3月8日）公明党 山田委員 ■

◆ 学校体育館等の水銀灯対応について

◎質問

学校体育館及び武道室等の水銀灯対応について伺います。

先ず、本市の学校施設は174校あり、近年改修した学校を除けば、ほとんどの施設で対策が必要と考えます。現状と今後の取組を伺います。

◎答弁

全市立学校の体育館176施設におきましては、「学校施設長期保全計画」に基づく工事などにおいて、32施設でLED化等の高効率照明への切替えを完了しております。

また、中学校の格技室39施設におきましては、非構造部材の耐震化対策に併せ、32施設で切替えを完了しております。

市立学校の体育館等の照明で使用している水銀灯につきましては、平成33年以降は入手が困難になることから、今後は、効果的な手法を検討し、LED化に向けた取組を進めてまいります。

■ 予算審査特別委員会（3月8日）共産党 石川委員 ■

◆ 性的マイノリティについて

◎質問①

教育現場における取り組みについて伺います。SOG1の当事者が小・中学生や高校生の場合、とりわけ、配慮が必要です。大人の当事者よりも情報面でも人間関係においても、より限定された中で生活しなければなりません。しかも、性の問題は、一番身近な家族や親友には、なかなか言い出せないもので、そんな悩みから、自己否定につながりかねません。学校における支援はそ

の意味でも重要です。

2015年に「性同一性障害に係わる児童生徒に対するきめの細かな対応の実施等について」の通知が出されたこともあって、全国的にも対策が進みました。そこで、本市の取り組み状況をうかがいます。この「通知」では、「学校生活の各場面での支援について」で、対応の参考事例9項目についてあげています。服装、髪形、更衣室、トイレ、呼称の工夫、授業、水泳、運動部の活動、修学旅行についてです。服装では「自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める」、髪形では「標準より長い髪形を一定の範囲で認める」、更衣室では「保育室・多目的トイレ等の利用を認める」、トイレでは「職員トイレ・多目的トイレの利用を認める」、呼称の工夫では「校内文書(通知表を含む)を児童生徒が希望する呼称で記す。自認する性別として名簿上扱う」などです。もちろんこれはこうしなさいというものではありませんが、いずれも、学校の協力があれば、可能な配慮だと思います。例示した事例について、本市の取組状況を伺います。また、トイレ問題では、トイレの改善時にあわせて、多目的トイレの整備を計画に盛り込むべきと思いますが、併せて伺います。

◎答 弁

文部科学省が作成した教職員向け指導資料「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」におきましては、学校生活の様々な場面での具体的な支援の事例が示されており、合同校長会議や教職員向けの研修において、当該資料を配布し、学校に対して対応の周知を図っております。

これまででも、学校において、児童生徒や保護者から相談があった場合には、意向を十分に踏まえ、サポート会議を開くとともに、具体的な支援を行ってきたところでございますので、今後も、学校が当該児童生徒や保護者に寄り添った支援を行えるよう取組を進めてまいります。

なお、多目的トイレの設置につきましては、学校トイレ快適化事業などにおいて、実施しているところでございます。設置スペースの問題もありますが、可能な限り設置に努めているところでございます。

◎質 問②

個別の対応が大切なことは、いうまでもありませんが、授業の中に「人権学習」としてSOG I 問題を取り上げることも重要です。当事者にとって、自分の周りの友達が、自分のことに対して誤解や偏見をもたないでいてくれることは、とても大きな支援になります。そして、当事者への支援だけでなく、クラスのみならず、クラス以外にも「人権学習」は有意義だと考えます。昨今、授業の中で、SOG I の問題に取り組む自治体が増えてきました。宝塚市では、教育委員会がLGBTに関する事業を行うための手引きを作成しています。たとえば、小学1、2年向けでは、Tシャツがプリントされた紙に好きな色を塗る事業例を紹介して、「人によって好きな食べ物などが違うと気づかせたうえで、『好きな色』に関する固定観念がないか考えてもらう」など学齢にあわせた題材で学ぶことを紹介しています。世田谷区でも、自主教材を作り、教育委員会が率先して人権学習として取り組んでいます。そこで、SOG I に関する学習を授業として取り組むことの意義について、伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

本市の教育におきましては、人権尊重の精神の涵養を目的とした人権尊重教育を、すべての教育活動の基盤として位置付けており、児童生徒がSOG I に関する学習に取り組むことは、多様性を尊重し自分らしく生きるためにも、意義があると考えております。

学校におけるSOG I の学習にあたりましては、学校全体で指導の目的や内容等について共通理解を図ること、児童生徒の発達段階を踏まえること、児童生徒、保護者へきめ細やかに配慮を

することなどが必要であると考えているところでございます。

今後も、引き続き、当該児童生徒、保護者の心情に配慮し、充実した学校生活を送ることができるよう、個別の支援に取り組むとともに、すべての児童生徒が、他者との違いを認め、互いを尊重し合うことのできる人権尊重教育を推進してまいります。

■ 予算審査特別委員会（3月8日）民進みらい 織田委員 ■

◆ 教職員の職員配置にかかわる課題について

◎質問①

現在調査中の勤務実態調査について、悉皆調査と言いながら、どうして臨時的任用職員と非常勤講師を除いたのか、その理由を伺います。

◎答弁

学校においては、様々な教職員によって教育活動が行われており、臨時的任用、非常勤もそれぞれ欠かすことのできない職員であると捉えております。

任用期間や任用条件が個々に異なることなどから、今回は、正規教職員の勤務実態を正確に把握することを目的としたところでございます。

臨時的任用や非常勤の勤務状況の把握につきましては、今後、検討してまいりたいと考えております。

◎質問②

臨時的任用職員、いわゆる臨任教員は、学校現場において学年主任を務めるなど、その役割の重要性は増えています。現在の臨任教員をとりまく環境の課題の認識を伺います。またその対策について伺います。

◎答弁

臨時的任用教員につきましても、教育活動の質の向上を図ることが重要であるものと認識しております。

今後につきましては、本市における教員としての勤務経験がない者など、経験年数の浅い臨時的任用教員として任用されている教員に対し、全体研修の機会を増やすことや巡回指導の充実を図ってまいりたいと考えております。

◎質問③

教育委員会事務局の教員等職員配置の考え方を伺います。

校長、教頭とふたりの管理職を同時に異動するケースがありますが、どのような機会でおこなわれるのか。さらに、その折の配慮する点について端的に伺います。

◎答弁

学校管理職につきましては、全市的な視野に立ち、各学校の円滑な学校運営とその活性化を図る視点から、異動や退職等により校長及び教頭を同時に交代する場合も稀にございます。

教職員の配置につきましては、学校運営に支障をきたすことのないよう、特色ある教育活動、児童生徒指導や地域への対応状況等を踏まえて人事配置に配慮をしているところでございます。

学校運営上の課題が生じた場合につきましては、教育委員会として学校に対する指導・支援に努めているところでございます。

◎質問④

管理職と一般教員のパイプ役となる総括教諭について、期待する役割について伺います。管理職の異動との関連で総括教諭の配置の考え方を伺います。

◎答 弁

総括教諭につきましては、学校教育目標の具現化に向けて教育課程の編成等に積極的に関わるとともに、自らの知識を生かして学校管理職等を補佐する等の資質・能力が必要であるものと考えております。

総括教諭の人事配置につきましては、各学校の円滑な学校運営とその活性化が図られるよう、また、児童生徒指導上の課題や地域等への対応が適切に引き継がれるよう配慮しているところでございます。

◎質 問⑤

教員の負担の軽減の視点から、校務分掌の見直しや運用上の課題はないのか、改害すべき点はないのか、それぞれ伺います。

◎答 弁

学校で教職員が行っている業務につきましては、教員が本来的に行うべきものと、教員以外の職員や専門スタッフ等との役割分担をすべきものなどに分類したうえで、その対応について検討が必要であると考えておりますが、学校業務の性質上、画一的な線引きに馴染まない面もありますので、慎重に検討してまいりたいと存じます。

今回の勤務実態調査は、そのための基礎資料を得るために行ったものでございまして、今後、調査結果を詳しく分析するとともに、来年度に配置する「教職員事務支援員」の効果の検証等も踏まえ、学校業務の効率化や役割分担の見直しなど、教員の負担軽減策の検討を進めてまいります。

なお、学校におきましても、学校の実情を踏まえて、必要に応じて校務分掌の見直しを進めるよう働きかけてまいります。

◎質 問⑥

特別支援級の担任の配置について、その専門性をどのように評価して配置を行なうのか伺います。専門性を確保する取組についても伺います。

◎答 弁

特別支援学級を担当する教員の配置につきましては、各教員の知識、経験、資質、意欲や保有免許状等の状況を校長が総合的に判断し、学級運営が円滑に行えるよう校内人事を行っているところでございます。

特別支援学級の運営におきましては、在籍児童生徒数の増加に加え、障害の重度・重複化、多様化の課題に対して専門性の育成が必要であるものと認識しております。

したがって、教員の資質向上を図るために、特別支援学級を担当する正規教員及び臨時的任用教員を対象として、総合教育センターによる研修、特別支援学校の公開講座などを行っております。また、特別支援学校教諭免許状を取得するための「免許法認定講習」を実施しているところでございます。

さらに、小中学校の要請による特別支援学校の教員派遣に加え、今年度から重い障害のある児童生徒が特別支援学級に在籍する学校に特別支援学校の教員が計画的に巡回し、特別支援学級を担当する教員に児童生徒の特性や保護者との意思疎通についても指導・助言を行っているところでございます。

■ 予算審査特別委員会（3月8日）公明党 沼沢委員 ■

◆ 水泳教室について

◎質問

実施状況を事前に伺ったところ、平成27年度8カ所から平成29年度17カ所、参加者も2,200人から4,375人、決算額が約1,200万円となっています。学校プール活用以外で、水に親しむことで水難事故防止が期待されます。

ひとりで2回程度としていますが、機会拡大と経費の縮減を図るため、ヨネッティ・橘・堤根・入江崎などの水泳教室の活用が図れないか、見解と取組を伺います。

◎答弁

本事業につきましては、学校施設開放事業のプール開放の見直しに伴い、平成27年度から、子どもたちの泳力向上という教育課題の解決に向けて、地域のスイミングスクール等と連携し、水に親しんできていない子どもや、泳ぎが苦手な子どもを対象として、水泳教室を開催しているものでございます。

御指摘のございました市の余熱利用施設等の温水プールにつきましては、現在、指定管理者による管理運営が行われており、現時点では、指定管理者の事業との整合性や経費の考え方等について、整理する必要がありますことから、今後、関係局等とも協議しながら、対応について検討を進めてまいります。

■ 予算審査特別委員会（3月8日）共産党 佐野議員 ■

◆ 空調設備について

◎質問

産業道路沿いの小中学校の空調設備の改修について伺います。

2016年第4回定例会一般質問において、産業道路沿いの南大師中学校、四谷小学校、臨港中学校に40年以上前に設置された空調設備の改善について質問したところ、今後については、学校からの申請に基づく改修や、毎年実施しております空調設備の保守点検結果に伴う改修に加え、学校施設長期保全計画に基づく空調設備改修等を行うことにより、学校の空調設備の改修を図ること。また、不具合の状況に応じて、より迅速な対応が必要な場合には、個別空調への切りかえも含め検討してまいりたいとお答えいただきました。

ところが予想以上に早く壊れてしまい、臨港中学校では、昨年、夏ごろから空調が効かなくなり、夏から秋にかけては体操着での登校を余儀なくされ、冬場は寒いので、暖房を設置していただきましたが、依然空調設備はそのままです。同様に、南大師中学校等においても不具合が発生しているということですが、現状と今後の対応について、伺います。

◎答弁

南大師中学校、臨港中学校、及び四谷小学校の空調設備につきましては、旧首都高速道路公団の助成を受け、全館空調が整備されたものでございます。これらの学校では、個別に設置された空調設備とは異なり、全館空調となっていることから、設備の更新には、多額の費用や工事日数を要するものでございます。

これまでも、冷温水発生器や冷却塔の改修等、不具合の発生に応じて対応してきたところでございます。

こうした状況を踏まえ、来年度予算案におきましては、南大師中学校の空調設備改修の実施設

計費を計上したところでございます。

なお、臨港中学校及び四谷小学校につきましても、計画的に空調設備を改修し、教育環境の改善に努めてまいります。

■ 代表質疑（3月16日）民進みらい ■

◆ 教育委員会委員の任命について

◎質問

本市の教育委員については、学識経験者をはじめ学校現場の経験者など多岐に渡る人材から人選されております。この度の教育委員については、どのような見地から提案されたのか伺います。

また、期待する役割についても伺います。

次に、過去にも問題となった教育委員会会議への出席についてです。本市では、毎月2回程度、教育委員会会議が定期的に行われております。原則、出席することが求められますが、確認されたのか伺います。

◎答弁

今回の選任に当たりましては、「市総合計画」や、総合教育会議で定める「教育大綱」などに基づく取組の推進、及び他の教育委員との専門性におけるバランス等を考慮した上で、候補者の選考を進めてまいりました。

先月中旬には、私自身が、直接、高橋氏にお会いする機会を設け、民間企業での勤務の後、子育てに専念する中、小学校のPTA活動や地域での活動に関わるなど、精力的に活動されている様子を伺ったところでございます。

また、今年度、「川崎市教育改革推進会議」の委員として、保護者の視点から、様々な教育課題に対する御意見をいただいております。教育に対する深い関心や、熱意を強く感じたことから、本市の教育行政の推進に寄与いただけるものとの判断をいたしました。

高橋氏には、教育委員会会議の重要性を御説明し、御理解いただいているところでございます。